

名古屋市地域防災計画

— 風水害等災害対策計画編 —

＜令和 6 年 6 月・修正案＞

名古屋市防災会議

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
第 1 章 災害応急対応計画				
18	11	第 1 節 初動活動体制	第 1 節 初動活動体制	所属名変更
		第 1 (略)	第 1 (略)	
	12	第 2 動員計画	第 2 動員計画	
		1 (略)	1 (略)	
	13	2 動員の方法	2 動員の方法	所属名変更
		(1) ～ (3) (略)	(1) ～ (3) (略)	
	14	(表中)	(表中)	
		平常勤務時における伝達系統図	平常勤務時における伝達系統図	
		防災危機管理局 <u>危機対策室</u>	防災危機管理局 <u>危機対策課</u>	所属名変更
		休日・勤務時間外における伝達系統図	休日・勤務時間外における伝達系統図	
		<u>危機対策係長</u> → <u>危機対策室長</u>	<u>危機対策課課長補佐 (危機対策)</u> → <u>危機対策課長</u>	
		→ <u>(追加)</u>	→ <u>防災危機管理局担当部長 (危機対策・危機管理)</u>	
	15	3 (略)	3 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
		4 特命班の設置	4 特命班の設置	
		<u>総括部</u> の指示のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。	<u>本部室事務局</u> の指示のもと災害の状況に応じて支援が必要な区や現場へ柔軟かつ迅速に人員を派遣できるよう、庶務部内に特命班を設置するものとする。	
	16	第 3 配備体制下の活動体制	第 3 配備体制下の活動体制	所属名変更
		1 準備体制下の活動	1 準備体制下の活動	
		(1) 防災危機管理局 <u>危機対策室長</u> (防災危機管理局 <u>主幹</u> (初動体応)) は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡を取り、気象情報を関係各局に伝達する。	(1) 防災危機管理局 <u>危機対策課長</u> (防災危機管理局 <u>担当課長</u> (初動対応)) は、名古屋地方気象台その他関係機関と連絡を取り、気象情報を関係各局に伝達する。	
		(2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収	(2) 関係各局の防災主管課長は、出先から情報等を収	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		集したときは、すみやかに防災危機管理局<u>危機対策室長</u>（防災危機管理局<u>主幹</u>（初動対応））に通報する。 (3) 配備について本庁各局は、防災危機管理局<u>危機対策室長</u>（防災危機管理局<u>主幹</u>（初動対応））からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。 (4) 配備につく職員は、状況により、各局長の判断により増減する。 (5) 防災危機管理局<u>危機対策室長</u>は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。 (6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を防災危機管理局<u>危機対策室長</u>（防災危機管理局<u>主幹</u>（初動対応））に通報する。 2 非常配備体制下の活動 (1) 第1非常配備 第1非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。 <u>ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。本部室は、本部室員会議により運営し、その所掌事務は次のとおりとする。</u> <u>(追加)</u>	集したときは、すみやかに防災危機管理局<u>危機対策課長</u>（防災危機管理局<u>担当課長</u>（初動対応））に通報する。 (3) 配備について本庁各局は、防災危機管理局<u>危機対策課長</u>（防災危機管理局<u>担当課長</u>（初動対応））からの連絡に即応し、必要な指示を待機職員に対して行う。 (4) 配備につく職員は、状況により、各局長の判断により増減する。 (5) 防災危機管理局<u>危機対策課長</u>は、被害状況等を収集したときは、市長室広報課長と協議して報道機関に発表する。 (6) 当該配備を時間外及び休日に行った場合は、関係各局の防災主管課長は人員を防災危機管理局<u>危機対策課長</u>（防災危機管理局<u>担当課長</u>（初動対応））に通報する。 2 非常配備体制下の活動 (1) 第1非常配備 第1非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。 <u>ア 本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。</u> <u>(ア) 本部室の運営</u> <u>本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互い</u>	防災活動体制の見直しに伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	17	<u>(ア)</u> 本部室員会議の開催時期等 (略) <u>(イ)</u> 本部室員会議協議事項等の伝達 (略) イ 配備につく職員は、状況により、<u>各局長</u>の判断により増減する。 (2) 第2・第3 非常配備 第2・第3 非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。 <u>ア 本部の機能を円滑ならしめるため本部室を開設する。本部室は、本部員会議及び本部幹事会議で編成し、その所掌事務は次のとおりとする。</u> <u>(追加)</u> <u>(ア)</u> 本部員会議の開催時期等 (略) <u>(イ)</u> 本部員会議決定事項等の伝達 (略) <u>(ウ)</u> その他 (略)	<u>の連携によって運営する。</u> <u>(イ)</u> 本部室員会議の開催時期等 (略) <u>(ウ)</u> 本部室員会議協議事項等の伝達 (略) イ 配備につく職員は、状況により、<u>各部長及び各区本部長</u>の判断により増減する。 (2) 第2・第3 非常配備 第2・第3 非常配備における活動の要点は、おおむね次のとおりとする。 <u>ア 本部の事務を総合的かつ有機的に推進するため本部室を置く。</u> <u>(ア) 本部室の運営</u> <u>本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営する。</u> <u>(イ)</u> 本部員会議の開催時期 (略) <u>(ウ)</u> 本部員会議決定事項等の伝達 (略) <u>(エ)</u> その他 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	18	計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について 2 配備種別 (表中)	計画表 1-1-1 防災活動体制及び配備種別について 2 配備種別 (表中)	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考					
		(略) (追加)	(略) ※本部室事務局の配備種別については、市本部各部及び区本部に発令される最も上位の配備種別に準ずる。						
	24	別表 1 (略) 別表 2 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部 (表中)	別表 1 (略) 別表 2 伊勢・三河湾に津波注意報・警報が発表されたときの配備該当部・区本部 (表中)						
	25	総括部、緑政土木部、上下水道部、消防部 ◎ 気象関係参考 1-1-1	(削除) 緑政土木部、上下水道部、消防部 ◎ 気象関係参考 1-1-1						
	26	1 (略) 2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等） (表中)	1 (略) 2 配備種別に係る予報警報の種類と発表基準（名古屋市・気象予警報等） (表中)	気象庁が使用する用語の統一					
		<table><tr><td>特別警報</td><td>大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合</td></tr></table>	特別警報		大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	<table><tr><td>特別警報</td><td>大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)</td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が(削除) 予想される場合</td></tr></table>	特別警報	大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)
特別警報	大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合							
特別警報	大雨特別警報 (浸水害) (土砂災害)	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が(削除) 予想される場合							

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																								
	28	3 津波警報・情報等の種類と発表基準 (1) 津波警報等の種類 (表中) <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th></tr><tr><th>数値での発表 (<u>津波の高さ予想の</u> 区分)</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される<u>津波の高さ</u>が高いところで3mを超える場合</td><td>10m 超 (10m<<u>予想高さ</u>)</td><td rowspan="3">巨大</td></tr><tr><td>10m (5m<<u>予想高さ</u>≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<<u>予想高さ</u>≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される<u>津波の高さ</u>が高いところで 1m を超え、3m 以下の場合</td><td>3m (1m<<u>予想高さ</u>≤3m)</td><td>高い</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される<u>津波の高さ</u>が高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m (0.2m≤<u>予想高さ</u>≤1m)</td><td>(表記しない)</td></tr></table> (2) (略)	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 (<u>津波の高さ予想の</u> 区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される <u>津波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m< <u>予想高さ</u>)	巨大	10m (5m< <u>予想高さ</u> ≤10m)	5m (3m< <u>予想高さ</u> ≤5m)	津波警報	予想される <u>津波の高さ</u> が高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m< <u>予想高さ</u> ≤3m)	高い	津波注意報	予想される <u>津波の高さ</u> が高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想高さ</u> ≤1m)	(表記しない)	3 津波警報・情報等の種類と発表基準 (1) 津波警報等の種類 (表中) <table><tr><th rowspan="2">種類</th><th rowspan="2">発表基準</th><th colspan="2">発表される津波の高さ</th></tr><tr><th>数値での発表 (<u>予想される</u> <u>津波の高さ</u>区分)</th><th>巨大地震の場合の発表</th></tr><tr><td rowspan="3">大津波警報</td><td rowspan="3">予想される<u>津波の最大波の高さ</u>が高いところで3mを超える場合</td><td>10m 超 (10m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>)</td><td rowspan="3">巨大</td></tr><tr><td>10m (5m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤10m)</td></tr><tr><td>5m (3m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤5m)</td></tr><tr><td>津波警報</td><td>予想される<u>津波の最大波の高さ</u>が高いところで 1m を超え、3m 以下の場合</td><td>3m (1m<<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤3m)</td><td>高い</td></tr><tr><td>津波注意報</td><td>予想される<u>津波の最大波の高さ</u>が高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合</td><td>1m (0.2m≤<u>予想される津波の最大波の高さ</u>≤1m)</td><td>(表記しない)</td></tr></table> (2) (略)	種類	発表基準	発表される津波の高さ		数値での発表 (<u>予想される</u> <u>津波の高さ</u> 区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される <u>津波の最大波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)	巨大	10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)	5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)	津波警報	予想される <u>津波の最大波の高さ</u> が高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤3m)	高い	津波注意報	予想される <u>津波の最大波の高さ</u> が高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤1m)	(表記しない)	気象庁が使用する用語の統一
種類	発表基準	発表される津波の高さ																																										
		数値での発表 (<u>津波の高さ予想の</u> 区分)	巨大地震の場合の発表																																									
大津波警報	予想される <u>津波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m< <u>予想高さ</u>)	巨大																																									
		10m (5m< <u>予想高さ</u> ≤10m)																																										
		5m (3m< <u>予想高さ</u> ≤5m)																																										
津波警報	予想される <u>津波の高さ</u> が高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m< <u>予想高さ</u> ≤3m)	高い																																									
津波注意報	予想される <u>津波の高さ</u> が高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想高さ</u> ≤1m)	(表記しない)																																									
種類	発表基準	発表される津波の高さ																																										
		数値での発表 (<u>予想される</u> <u>津波の高さ</u> 区分)	巨大地震の場合の発表																																									
大津波警報	予想される <u>津波の最大波の高さ</u> が高いところで3mを超える場合	10m 超 (10m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u>)	巨大																																									
		10m (5m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤10m)																																										
		5m (3m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤5m)																																										
津波警報	予想される <u>津波の最大波の高さ</u> が高いところで 1m を超え、3m 以下の場合	3m (1m< <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤3m)	高い																																									
津波注意報	予想される <u>津波の最大波の高さ</u> が高いところで 0.2m 以上、1m 以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤ <u>予想される津波の最大波の高さ</u> ≤1m)	(表記しない)																																									

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
	29	(3) 津波予想 <table><tr><th>発表される場合</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を<u>地震情報に含めて</u>発表</td></tr><tr><td>0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u></td><td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table>	発表される場合	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>地震情報に含めて</u> 発表	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	(3) 津波予想 <table><tr><th>発表される場合</th><th>内容</th></tr><tr><td>津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)</td><td>津波の心配なしの旨を <u>(削除)</u> 発表</td></tr><tr><td>0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td><td>高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表</td></tr><tr><td>津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u></td><td>津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表</td></tr></table>	発表される場合	内容	津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>(削除)</u> 発表	0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表	津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表	気象庁が使用する用語の統一								
発表される場合	内容																											
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>地震情報に含めて</u> 発表																											
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(追加)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																											
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(追加)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																											
発表される場合	内容																											
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を <u>(削除)</u> 発表																											
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表																											
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき <u>(津波に関するその他の情報に含めて発表)</u>	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表																											
19	30	第 2 節 災害警戒本部の設置及び運営 第 1 災害警戒本部の設置及び廃止 1～2 (略) 3 設置及び廃止の通知 警戒本部の設置及び廃止については、次の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。 <table><tr><th>通知先</th><th>通知の手段</th><th>責任者</th></tr><tr><td>各部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td><u>総括部作戦班長</u></td></tr><tr><td>区本部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr><tr><td>区隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班長</td></tr></table>	通知先	通知の手段	責任者	各部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	<u>総括部作戦班長</u>	区本部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃	区隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長	第 2 節 災害警戒本部の設置及び運営 第 1 災害警戒本部の設置及び廃止 1～2 (略) 3 設置及び廃止の通知 警戒本部の設置及び廃止については、次の区分により、直ちに関係部・区本部に通知する。 <table><tr><th>通知先</th><th>通知の手段</th><th>担当</th></tr><tr><td>各部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td><u>本部室事務局</u></td></tr><tr><td>区本部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr><tr><td>区隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班</td></tr></table>	通知先	通知の手段	担当	各部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	<u>本部室事務局</u>	区本部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃	区隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班	防災活動体制の見直しに伴う修正
通知先	通知の手段	責任者																										
各部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	<u>総括部作戦班長</u>																										
区本部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃																										
区隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長																										
通知先	通知の手段	担当																										
各部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	<u>本部室事務局</u>																										
区本部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃																										
区隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班																										

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	31	第2 警戒本部の組織及び運営 1 本部組織図	第2 警戒本部の組織及び運営 1 本部組織図	
		2 本部長及び副本部長 (1) (略) (2) 本部長は、本部の事務を<u>統括</u>し、本部の職員を指揮監督する<u>とともに、重要事項について基本方針</u>	2 本部長及び副本部長 (1) (略) (2) 本部長は、本部の事務を<u>総括</u>し、本部の職員を指揮監督する<u>(削除)</u>。	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																								
		<u>を決定する。</u> (3) ～ (4) (略) 3 本部<u>室</u>員 <u>(1) 本部員室は、本部長を補佐する。また、本部室長及び副本部とともに本部員室会議を構成し、重要事項について基本方針を協議する。</u> <u>(2) 本部室員は、本部を組織する各部のうちから、各部長が指名する職員をもって充てる。</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>(追加)</u>	(3) ～ (4) (略) 3 本部員<u>等</u> <u>(1) 本部員は、本部長の命を受けて本部の事務に従事する。</u> <u>(2) 本部員は、次に掲げる職にある者をもって充てる</u> <table><tr><th colspan="6">本部員</th></tr><tr><td><u>会計</u> <u>管理者</u></td><td><u>防災危機</u> <u>管理</u> <u>局長</u></td><td><u>市長</u> <u>室長</u></td><td><u>総務</u> <u>局長</u></td><td><u>財政</u> <u>局長</u></td><td><u>スポーツ</u> <u>市民</u> <u>局長</u></td></tr><tr><td><u>経済</u> <u>局長</u></td><td><u>観光文化</u> <u>交流</u> <u>局長</u></td><td><u>環境</u> <u>局長</u></td><td><u>健康福祉</u> <u>局長</u></td><td><u>子ども</u> <u>青少年</u> <u>局長</u></td><td><u>住宅都市</u> <u>局長</u></td></tr><tr><td><u>緑政</u> <u>土木</u> <u>局長</u></td><td><u>教育長</u></td><td><u>消防</u> <u>局長</u></td><td><u>上下水道</u> <u>局長</u></td><td><u>交通</u> <u>局長</u></td><td><u>防災危機</u> <u>管理局</u> <u>次長</u></td></tr></table> <u>なお、本部員に事故があるときは、あらかじめ本部員が指名する者が、本部員の職務を代理する。</u> <u>(3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、防災危機管理局次長を副防災監として指名する。</u> <u>(4) 防災監は、本部長及び副本部長に進言し、本部長の指揮監督に基づき他の本部員に指示することができ、副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。</u>	本部員						<u>会計</u> <u>管理者</u>	<u>防災危機</u> <u>管理</u> <u>局長</u>	<u>市長</u> <u>室長</u>	<u>総務</u> <u>局長</u>	<u>財政</u> <u>局長</u>	<u>スポーツ</u> <u>市民</u> <u>局長</u>	<u>経済</u> <u>局長</u>	<u>観光文化</u> <u>交流</u> <u>局長</u>	<u>環境</u> <u>局長</u>	<u>健康福祉</u> <u>局長</u>	<u>子ども</u> <u>青少年</u> <u>局長</u>	<u>住宅都市</u> <u>局長</u>	<u>緑政</u> <u>土木</u> <u>局長</u>	<u>教育長</u>	<u>消防</u> <u>局長</u>	<u>上下水道</u> <u>局長</u>	<u>交通</u> <u>局長</u>	<u>防災危機</u> <u>管理局</u> <u>次長</u>	
本部員																												
<u>会計</u> <u>管理者</u>	<u>防災危機</u> <u>管理</u> <u>局長</u>	<u>市長</u> <u>室長</u>	<u>総務</u> <u>局長</u>	<u>財政</u> <u>局長</u>	<u>スポーツ</u> <u>市民</u> <u>局長</u>																							
<u>経済</u> <u>局長</u>	<u>観光文化</u> <u>交流</u> <u>局長</u>	<u>環境</u> <u>局長</u>	<u>健康福祉</u> <u>局長</u>	<u>子ども</u> <u>青少年</u> <u>局長</u>	<u>住宅都市</u> <u>局長</u>																							
<u>緑政</u> <u>土木</u> <u>局長</u>	<u>教育長</u>	<u>消防</u> <u>局長</u>	<u>上下水道</u> <u>局長</u>	<u>交通</u> <u>局長</u>	<u>防災危機</u> <u>管理局</u> <u>次長</u>																							

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	32	4 本部室 (1) (略) (2) 本部室は本部室員会議(追加)によって運営するものとし、(追加)庶務は総括部が行う。 (3) 本部室員会議 ア 本部室員会議は、本部室長、副本部室長及び本部室員によって構成し、本部室長が議長をつとめる。 イ 本部室長は防災危機管理局次長をもって充て、副本部室長は防災危機管理局危機対策室長をもって充てる。 ウ 副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に事故があるときは、本部室長の職務を代理する。	4 本部室 (1) (略) (2) 本部室に本部室員会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。 (3) 本部室員会議 ア 本部室員会議は、応急対策上必要な各種情報を収集して応急対策上の重要な事項の基本方針について協議するとともに、防災監に報告・進言する。 なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 (ア) 各種情報の収集・伝達 (イ) 配備種別の協議 (ウ) 緊急に処置すべき事項の決定 (エ) 軽易な事項の決定 (オ) 各部・区本部間の活動の連絡調整 (カ) 本部室長が必要と認める事項の協議 (キ) その他本部室員から特に申出があった重要な災害対策に関すること イ 本部室員会議に本部室長、副本部室長、防災調整官及び本部室員を置く。 ウ 本部室長、副本部室長及び防災調整官は、それぞれ防災危機管理局担当部長(危機対策・危機管	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>エ 本部室長は、本部室員の中から防災危機管理局危機対策室主幹（危機対策に係る総合調整）を防災調整官として指名する。</u> オ 防災調整官は本部室長、副本部室に進言（追加）することができる。 <u>カ 本部室員会議は、本部長に対し、気象情報及び活動状況等について報告を行うとともに、重要事項について基本方針を協議する。なお、本部室員会議が協議すべき事項は、おおむね次のとおりとする。</u> <u>（ア）各種情報の収集・伝達</u> <u>（イ）配備種別の協議</u> <u>（ウ）緊急に処置すべき事項の決定</u> <u>（エ）軽易な事項の決定</u> <u>（オ）各部・区本部の活動の連絡調整</u> <u>（カ）その他本部室長が必要と認める事項の協議</u> <u>キ</u> 本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集する。 なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。 <u>ク</u> 招集の通知は、庁内放送等で行う。 <u>ケ</u> 本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎 1 階災害対策本部室とする。	<u>理）、防災危機管理局危機対策課長及び防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）をもって充てる。</u> <u>エ 副本部室長は、本部室長を補佐し、本部室長に事故があるときは、その職務を代理する。</u> オ 防災調整官は、本部室長及び副本部室長に進言し、本部室員に指示することができる。 <u>（削除）</u> <u>カ</u> 本部室員会議は、本部室長が必要に応じて招集する。 なお、本部室長は状況に応じ、一部の本部室員による本部室員会議を招集することができる。 <u>キ</u> 招集の通知は、庁内放送等で行う。 <u>ク</u> 本部室員会議の開催場所は、特別の指示がない限り、東庁舎 1 階災害対策本部室とする。	

風水害等災害対策計画編

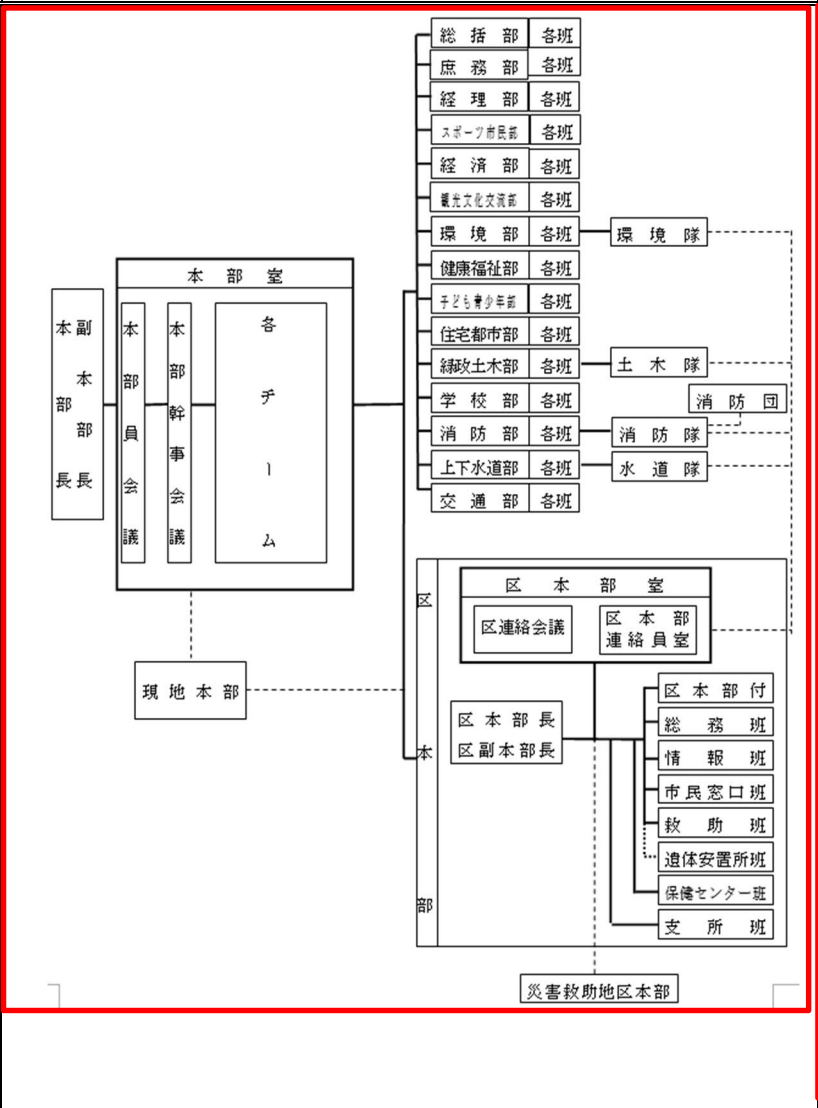
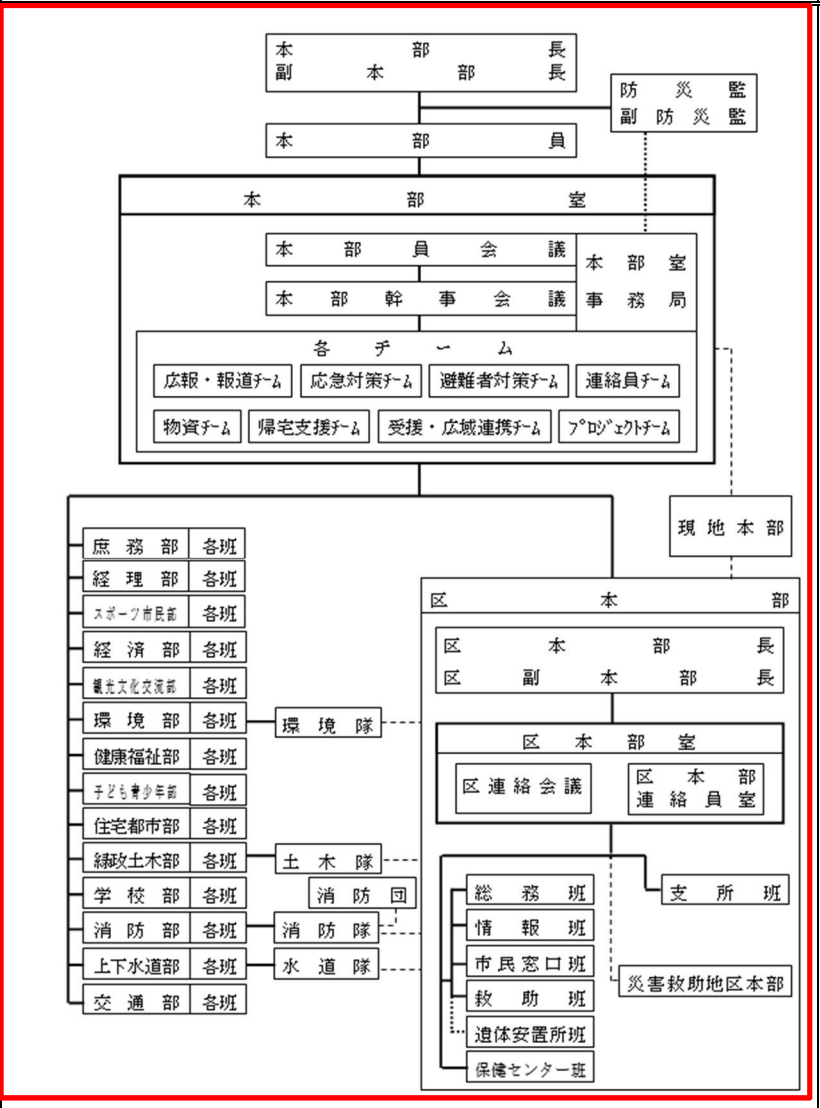
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考						
		<u>(4) 本部長及び本部室長は、特に必要があると認めたときは、本部室に属さない部又は外部機関の長に対し、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。</u> <u>(追加)</u>	<u>(削除)</u> <u>(4) 各チーム</u> <u>ア チーム</u> <u>(ア) チームは、幹事長指示のもと、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。</u> <u>(イ) チームの構成員は、次のとおりとする。</u> <table><tr><td><u>チーム長</u></td><td><u>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td><u>チームリーダー</u></td><td><u>担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td><u>チーム員</u></td><td><u>担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u></td></tr></table> <u>(ウ) チームは、あらかじめ別に定める配備基準に従い設置し、本部室又はチームを廃止するまで常設する。</u> <u>イ プロジェクトチーム</u> <u>(ア) プロジェクトチームは、幹事長指示のもと、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具体的な対応方針を協議する。</u> <u>(イ) プロジェクトチームの構成員は、次のとお</u>	<u>チーム長</u>	<u>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</u>	<u>チームリーダー</u>	<u>担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。</u>	<u>チーム員</u>	<u>担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u>	
<u>チーム長</u>	<u>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</u>									
<u>チームリーダー</u>	<u>担当部署に属する課長補佐の職にある者のうちから事務局長又は主管部の部長が指名する者とする。</u>									
<u>チーム員</u>	<u>担当部署に属する職員のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u>									

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考				
		<u>(追加)</u> 5 本部の事務等 (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室<u>(追加)</u>の職員のうちから部員<u>(追加)</u>を動員し次に掲げる事務を分掌させる。 <u>ア 職員の参集・配備状況の把握及び動員計画に関すること</u> <u>イ 被害状況の収集及び報告に関すること</u> <u>ウ 所管施設の状況把握及び応急復旧に関すること</u> <u>エ 応急対策活動の準備に関すること</u>	<u>りとする。</u> <table><tr><td><u>プロジェクトチーム長</u></td><td><u>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする</u></td></tr><tr><td><u>プロジェクトチーム員</u></td><td><u>担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u></td></tr></table> <u>(ウ) プロジェクトチームは、本部長が必要と認めた場合に設置する。</u> <u>(エ) プロジェクトチームの会議は、幹事長が招集する。</u> <u>(5) 本部室事務局</u> <u>ア 本部室事務局は、本部の事務を総括する。</u> <u>イ 本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。</u> 5 本部の事務等 (1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、災害対策本部が設置された場合と同一の部及び区本部を置き、担当局室<u>区</u>の職員のうちから部員及び<u>区本部員</u>を動員する。 <u>(削除)</u>	<u>プロジェクトチーム長</u>	<u>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする</u>	<u>プロジェクトチーム員</u>	<u>担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u>	文言整理
<u>プロジェクトチーム長</u>	<u>本部室事務局に属する課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする</u>							
<u>プロジェクトチーム員</u>	<u>担当部署に属する部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u>							

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																
20	33	第 3 節 災害対策本部の設置 第 1 災害対策本部の設置及び廃止 1～2（略） 3 設置及び廃止の通知 （略） <table><tr><th>通知、公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>責任者</th></tr><tr><td>各 部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>総括部作戦班長</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr><tr><td>区 隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班長</td></tr><tr><td>住 民</td><td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td><td>総括部総務班長</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>口頭又は文書</td><td>〃</td></tr><tr><td>県 本 部</td><td>専用線電話、加入電話</td><td>総括部作戦班長</td></tr><tr><td>県警本部</td><td>加入電話</td><td>〃</td></tr></table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者	各 部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	総括部作戦班長	区 本 部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃	区 隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長	住 民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	総括部総務班長	報道機関	口頭又は文書	〃	県 本 部	専用線電話、加入電話	総括部作戦班長	県警本部	加入電話	〃	第 3 節 災害対策本部の設置 第 1 災害対策本部の設置及び廃止 1～2（略） 3 設置及び廃止の通知 （略） <table><tr><th>通知、公表先</th><th>通知及び公表の手段</th><th>担当</th></tr><tr><td>各 部</td><td>庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>本部室事務局</td></tr><tr><td>区 本 部</td><td>市町村防災支援システム、ファクシミリ</td><td>〃</td></tr><tr><td>区 隊</td><td>加入電話、無線電話、ファクシミリ</td><td>所管部の担当班</td></tr><tr><td>住 民</td><td>報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表</td><td>本部室事務局</td></tr><tr><td>報道機関</td><td>口頭又は文書</td><td>〃</td></tr><tr><td>県 本 部</td><td>専用線電話、加入電話</td><td>〃</td></tr><tr><td>県警本部</td><td>加入電話</td><td>〃</td></tr></table>	通知、公表先	通知及び公表の手段	担当	各 部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	本部室事務局	区 本 部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃	区 隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班	住 民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	本部室事務局	報道機関	口頭又は文書	〃	県 本 部	専用線電話、加入電話	〃	県警本部	加入電話	〃	防災活動体制の見直しに伴う修正
	通知、公表先	通知及び公表の手段	責任者																																																	
各 部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	総括部作戦班長																																																		
区 本 部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃																																																		
区 隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班長																																																		
住 民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	総括部総務班長																																																		
報道機関	口頭又は文書	〃																																																		
県 本 部	専用線電話、加入電話	総括部作戦班長																																																		
県警本部	加入電話	〃																																																		
通知、公表先	通知及び公表の手段	担当																																																		
各 部	庁内放送、市町村防災支援システム、ファクシミリ	本部室事務局																																																		
区 本 部	市町村防災支援システム、ファクシミリ	〃																																																		
区 隊	加入電話、無線電話、ファクシミリ	所管部の担当班																																																		
住 民	報道機関、市公式ウェブサイトを通じて公表	本部室事務局																																																		
報道機関	口頭又は文書	〃																																																		
県 本 部	専用線電話、加入電話	〃																																																		
県警本部	加入電話	〃																																																		
34	第 2 本部の組織及び運営 （略） 1 本部組織図	第 2 本部の組織及び運営 （略） 1 本部組織図																																																		

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
34				
35	2	2 本部長及び副本部長 (1) (略) (2) 本部長は、本部の事務を 統轄 し、本部の職員を指	2 本部長及び副本部長 (1) (略) (2) 本部長は、本部の事務を 総括 し、本部の職員を指	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																
		揮監督する<u>とともに、応急対策実施上の重要事項について基本方針を決定する。</u> (3)～(4) (略) 3 本部員等 (1) 本部員は、<u>本部長を補佐する。また本部長及び副本部長とともに本部員会議を構成し、応急対策実施上の重要な基本方針について協議する。</u> (2) 本部員は、次に挙げる職にあるものをもって充てる。 <table><tr><th colspan="6">本部員</th></tr><tr><td>会計 管理者</td><td>防災危機 管理局長</td><td>市長 室長</td><td>総務 局長</td><td>財政 局長</td><td>スポーツ 市民 局長</td></tr><tr><td>経済 局長</td><td>観光文化 交流 局長</td><td>環境 局長</td><td>健康福祉 局長</td><td>子ども 青少年 局長</td><td>住宅都市 局長</td></tr><tr><td>緑政 土木 局長</td><td>教育長</td><td>消防 局長</td><td>上下水道 局長</td><td>交通 局長</td><td><u>(追加)</u></td></tr></table> (3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として <u>(追加)</u> 指名する。 (4) 防災監は、本部長、<u>副本部長に進言し、(追加)</u> 他の本部員に指示することができ <u>(追加)</u> る。 4 本部室 (1) (略)	本部員						会計 管理者	防災危機 管理局長	市長 室長	総務 局長	財政 局長	スポーツ 市民 局長	経済 局長	観光文化 交流 局長	環境 局長	健康福祉 局長	子ども 青少年 局長	住宅都市 局長	緑政 土木 局長	教育長	消防 局長	上下水道 局長	交通 局長	<u>(追加)</u>	揮監督する <u>(削除)。</u> (3)～(4) (略) 3 本部員等 (1) 本部員は、<u>本部長の命を受けて本部の事務に従事する。</u> (2) 本部員は、次に挙げる職にあるものをもって充てる。 <table><tr><th colspan="6">本部員</th></tr><tr><td>会計 管理者</td><td>防災危機 管理局長</td><td>市長 室長</td><td>総務 局長</td><td>財政 局長</td><td>スポーツ 市民 局長</td></tr><tr><td>経済 局長</td><td>観光文化 交流 局長</td><td>環境 局長</td><td>健康福祉 局長</td><td>子ども 青少年 局長</td><td>住宅都市 局長</td></tr><tr><td>緑政 土木 局長</td><td>教育長</td><td>消防 局長</td><td>上下水道 局長</td><td>交通 局長</td><td><u>防災危機 管理局 次長</u></td></tr></table> (3) 本部長は、本部員の中から防災危機管理局長を防災監として、<u>防災危機管理局次長を副防災監として</u>指名する。 (4) 防災監は、本部長 <u>及び</u>副本部長に進言し、<u>本部長の指揮監督に基づき</u>他の本部員に指示することができ、<u>副防災監は、防災監を補佐し、防災監に事故があるときは、その職務を代理する。</u> 4 本部室 (1) (略)	本部員						会計 管理者	防災危機 管理局長	市長 室長	総務 局長	財政 局長	スポーツ 市民 局長	経済 局長	観光文化 交流 局長	環境 局長	健康福祉 局長	子ども 青少年 局長	住宅都市 局長	緑政 土木 局長	教育長	消防 局長	上下水道 局長	交通 局長	<u>防災危機 管理局 次長</u>	
本部員																																																				
会計 管理者	防災危機 管理局長	市長 室長	総務 局長	財政 局長	スポーツ 市民 局長																																															
経済 局長	観光文化 交流 局長	環境 局長	健康福祉 局長	子ども 青少年 局長	住宅都市 局長																																															
緑政 土木 局長	教育長	消防 局長	上下水道 局長	交通 局長	<u>(追加)</u>																																															
本部員																																																				
会計 管理者	防災危機 管理局長	市長 室長	総務 局長	財政 局長	スポーツ 市民 局長																																															
経済 局長	観光文化 交流 局長	環境 局長	健康福祉 局長	子ども 青少年 局長	住宅都市 局長																																															
緑政 土木 局長	教育長	消防 局長	上下水道 局長	交通 局長	<u>防災危機 管理局 次長</u>																																															

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	36	(2) 本部室は、本部員会議、本部幹事会議及び各チーム(追加)との連携によって運営するものとし、(追加) 庶務は総括部が行う。 (3) 本部員会議 ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員によって構成し、本部長が議長をつとめる。 イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、<u>応急対策実施上の重要な事項</u>について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 (ア) 配備種別に関すること。 <u>(イ) 高齢者等避難、避難指示又は緊急安全確保に関すること。</u> <u>(ウ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること。</u> <u>(エ) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること。</u> <u>(オ) ボランティア等の受入れに関すること。</u> <u>(カ) 災害救助法の適用に関すること。</u> <u>(キ) 激甚災害の指定の要請に関すること。</u> <u>(ク) 現地本部の設置に関すること。</u> <u>(ケ) 職員の応援に関すること。</u> <u>(コ) 広域防災拠点の設置に関すること。</u> <u>(サ) 応急公用負担に関すること。</u>	(2) 本部室に本部員会議、本部幹事会議、各チーム及び本部室事務局を置き、本部長の指揮監督に基づく互いの連携によって運営するものとし、本部室の庶務は、本部室事務局が総括する。 (3) 本部員会議 ア 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。 イ 本部員会議は、本部幹事会議に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、<u>災害対策の基本的事項</u>について協議し、その基本方針を決定する。なお、本部員会議が協議・決定すべき事項は、おおむね次のとおりとする。 (ア) 配備種別に関すること <u>(イ) 避難指示等に関すること</u> <u>(ウ) 災害対応方針の決定に関すること</u> <u>(エ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う事前避難に関すること</u> <u>(オ) 業務継続計画に関すること</u> <u>(カ) 自衛隊に対する災害派遣要請に関すること</u> <u>(キ) 避難行動要支援者名簿の外部提供に関すること</u> <u>(ク) 災害救助法の適用に関すること</u> <u>(ケ) 帰宅困難者対策に関すること</u> <u>(コ) 現地本部の設置に関すること</u> <u>(サ) 遺体安置所の設置に関すること</u>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>(シ) 災害対策に要する経費の処理に関すること。</u> <u>(ス) 義援金品の募集及び配分に関すること。</u> <u>(セ) 国会、政府関係に対する要望及び陳情に関すること。</u> <u>(ソ) 応急仮設住宅の基本方針に関すること。</u> <u>(タ) 避難行動要支援者名簿の外部提供に関すること。</u> <u>(チ) 搜索収容班の編成に関すること。</u> <u>(ツ) プロジェクトチームの設置に関すること。</u> <u>(テ) 家屋被害調査の調査計画に関すること。</u> <u>(ト) 総合支援窓口の設置に関すること。</u> <u>(ナ) その他部長又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関すること。</u>	<u>(シ) 緊急物資集配拠点の開設及び救援物資の受入れに関すること</u> <u>(ス) プロジェクトチームの設置に関すること</u> <u>(セ) 災害廃棄物仮置場の設置に関すること</u> <u>(ソ) 避難所の環境整備及び避難者ニーズへの対応に関すること</u> <u>(タ) 職員の応援に関すること</u> <u>(チ) 他の地方公共団体等に対する応援要請に関すること</u> <u>(ツ) ボランティア等の受入れに関すること</u> <u>(テ) 被災者生活再建支援法の適用の要請に関すること</u> <u>(ト) 災害弔慰金等支給法の適用に関すること</u> <u>(ナ) 応急仮設住宅の基本方針に関すること</u> <u>(ニ) 罹災証明書等の申請受付及び発行に関すること</u> <u>(ヌ) 家屋被害調査の調査計画に関すること</u> <u>(ネ) 義援金品の募集及び配分に関すること</u> <u>(ノ) 激甚災害の指定の要請に関すること</u> <u>(ハ) 搜索収容班の編成に関すること</u> <u>(ヒ) 被災者支援策に関すること</u> <u>(フ) 指定避難所の集約及び閉鎖の方針に関すること</u> <u>(ヘ) 総合支援窓口の設置に関すること</u> <u>(ホ) 災害復興本部の設置に関すること</u> <u>(マ) 災害対策に要する経費の処理に関すること</u>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
		ウ～オ（略） （４）本部幹事会議 ア 構成 <table><tr><td>幹事長</td><td>防災危機管理局<u>次長</u></td></tr><tr><td>副幹事長</td><td>防災危機管理局<u>危機対策室長</u></td></tr><tr><td><u>（追加）</u></td><td><u>（追加）</u></td></tr><tr><td>幹事</td><td><u>（追加）</u>各部に属する<u>参事</u>、部長<u>（追加）</u>、課長、<u>主幹</u>の職にある者のうちから<u>（追加）</u>各部長が指名する者</td></tr></table> （注）１・２ （略） <u>３ 幹事長は、幹事の中から防災危機管理局危機対策室主幹（危機対策に係る総合調整）を防災調整官として指名する。</u> <u>４</u> 防災調整官は、幹事長、<u>副幹事長</u>に進言し、<u>他の</u>幹事に指示することができる。 イ 所掌事務 （ア）各種情報の収集・報告	幹事長	防災危機管理局 <u>次長</u>	副幹事長	防災危機管理局 <u>危機対策室長</u>	<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>	幹事	<u>（追加）</u> 各部に属する <u>参事</u> 、部長 <u>（追加）</u> 、課長、 <u>主幹</u> の職にある者のうちから <u>（追加）</u> 各部長が指名する者	<u>（ミ）国会、政府関係に対する要望及び陳情に関する</u> <u>こと</u> <u>（ム）本部幹事会議からの進言事項に関する</u> <u>こと</u> <u>（メ）その他本部員又は区本部長から特に申出があった重要な災害対策に関する</u> <u>こと</u> <u>（モ）本部長又は副本部長からの指示事項に関する</u> <u>こと</u> ウ～オ（略） （４）本部幹事会議 ア 構成 <table><tr><td>幹事長</td><td>防災危機管理局<u>担当部長（危機対策・危機管理）</u></td></tr><tr><td>副幹事長</td><td>防災危機管理局<u>危機対策課長</u></td></tr><tr><td><u>防災調整官</u></td><td><u>防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）</u></td></tr><tr><td>幹事</td><td><u>本部室事務局及び各部に属する（削除）部長、担当部長</u>、課長、<u>又は担当課長</u>の職にある者のうちから<u>事務局長及び本部</u>各部長が指名する者</td></tr></table> （注）１・２ （略） <u>（削除）</u> <u>３</u> 防災調整官は、幹事長<u>及び</u>副幹事長に進言し、<u>（削除）</u>幹事に指示することができる。 イ 所掌事務 （ア）各種情報の収集・報告	幹事長	防災危機管理局 <u>担当部長（危機対策・危機管理）</u>	副幹事長	防災危機管理局 <u>危機対策課長</u>	<u>防災調整官</u>	<u>防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）</u>	幹事	<u>本部室事務局及び各部に属する（削除）部長、担当部長</u> 、課長、 <u>又は担当課長</u> の職にある者のうちから <u>事務局長及び本部</u> 各部長が指名する者	
幹事長	防災危機管理局 <u>次長</u>																			
副幹事長	防災危機管理局 <u>危機対策室長</u>																			
<u>（追加）</u>	<u>（追加）</u>																			
幹事	<u>（追加）</u> 各部に属する <u>参事</u> 、部長 <u>（追加）</u> 、課長、 <u>主幹</u> の職にある者のうちから <u>（追加）</u> 各部長が指名する者																			
幹事長	防災危機管理局 <u>担当部長（危機対策・危機管理）</u>																			
副幹事長	防災危機管理局 <u>危機対策課長</u>																			
<u>防災調整官</u>	<u>防災危機管理局担当課長（危機対策に係る総合調整）</u>																			
幹事	<u>本部室事務局及び各部に属する（削除）部長、担当部長</u> 、課長、 <u>又は担当課長</u> の職にある者のうちから <u>事務局長及び本部</u> 各部長が指名する者																			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																
	37	本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議（追加）に報告する。なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。 <table><tr><th>情報の種類</th><th>収集・報告担当部</th></tr><tr><td>a 気象情報等</td><td>総括部</td></tr><tr><td>b 被害情報</td><td>総括部</td></tr><tr><td>c 職員参集状況</td><td>庶務部</td></tr><tr><td>d 住民避難状況</td><td>総括部</td></tr><tr><td>e 車両、資機材等調達状況</td><td>経理部</td></tr><tr><td>f 職員の応援派遣状況</td><td>庶務部</td></tr><tr><td>g 自衛隊派遣要請以来の受付状況</td><td>総括部</td></tr><tr><td>h 応急対策実施状況</td><td>各部（区本部については総括部）</td></tr><tr><td>i 住民広報の実施状況</td><td>総括部、関係部</td></tr><tr><td>j 家屋被害調査の実施状況</td><td>経理部</td></tr><tr><td>k その他（所管施設の情報等）</td><td>関係部</td></tr></table> （イ）応急対策上重要な事項の協議・進言 本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、本部長又は本部員会議（追加）に進言する。 （ウ）（略） （エ）緊急に処置すべき事項の決定・指示 災害発生初期における災害広報など緊急に 応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときに	情報の種類	収集・報告担当部	a 気象情報等	総括部	b 被害情報	総括部	c 職員参集状況	庶務部	d 住民避難状況	総括部	e 車両、資機材等調達状況	経理部	f 職員の応援派遣状況	庶務部	g 自衛隊派遣要請以来の受付状況	総括部	h 応急対策実施状況	各部（区本部については総括部）	i 住民広報の実施状況	総括部、関係部	j 家屋被害調査の実施状況	経理部	k その他（所管施設の情報等）	関係部	本部幹事会議は、応急対策上必要な各種の情報を収集し、本部長又は本部員会議若しくは防災監に報告する。なお、本部幹事会議が収集すべき情報は、おおむね次表のとおりとする。 <table><tr><th>情報の種類</th><th>収集・報告担当部</th></tr><tr><td>a 気象情報等</td><td>本部室事務局</td></tr><tr><td>b 被害情報</td><td>本部室事務局</td></tr><tr><td>c 職員参集状況</td><td>庶務部</td></tr><tr><td>d 住民避難状況</td><td>本部室事務局</td></tr><tr><td>e 車両、資機材等調達状況</td><td>経理部</td></tr><tr><td>f 職員の応援派遣状況</td><td>庶務部</td></tr><tr><td>g 自衛隊派遣要請以来の受付状況</td><td>本部室事務局</td></tr><tr><td>h 応急対策実施状況</td><td>各部（区本部については本部室事務局）</td></tr><tr><td>i 住民広報の実施状況</td><td>本部室事務局、関係部</td></tr><tr><td>j 家屋被害調査の実施状況</td><td>経理部</td></tr><tr><td>k その他（所管施設の情報等）</td><td>関係部</td></tr></table> （イ）応急対策上重要な事項の協議・進言 本部幹事会議は、本部員会議が協議・決定すべき応急対策上の重要な事項について協議し、本部長又は本部員会若しくは防災監に進言する。 （ウ）（略） （エ）緊急に処置すべき事項の決定・指示 災害発生初期における災害広報など緊急に 応急処置を講じなければならない場合において、本部員会議を招集するいとまがないときに	情報の種類	収集・報告担当部	a 気象情報等	本部室事務局	b 被害情報	本部室事務局	c 職員参集状況	庶務部	d 住民避難状況	本部室事務局	e 車両、資機材等調達状況	経理部	f 職員の応援派遣状況	庶務部	g 自衛隊派遣要請以来の受付状況	本部室事務局	h 応急対策実施状況	各部（区本部については本部室事務局）	i 住民広報の実施状況	本部室事務局、関係部	j 家屋被害調査の実施状況	経理部	k その他（所管施設の情報等）	関係部	
情報の種類	収集・報告担当部																																																			
a 気象情報等	総括部																																																			
b 被害情報	総括部																																																			
c 職員参集状況	庶務部																																																			
d 住民避難状況	総括部																																																			
e 車両、資機材等調達状況	経理部																																																			
f 職員の応援派遣状況	庶務部																																																			
g 自衛隊派遣要請以来の受付状況	総括部																																																			
h 応急対策実施状況	各部（区本部については総括部）																																																			
i 住民広報の実施状況	総括部、関係部																																																			
j 家屋被害調査の実施状況	経理部																																																			
k その他（所管施設の情報等）	関係部																																																			
情報の種類	収集・報告担当部																																																			
a 気象情報等	本部室事務局																																																			
b 被害情報	本部室事務局																																																			
c 職員参集状況	庶務部																																																			
d 住民避難状況	本部室事務局																																																			
e 車両、資機材等調達状況	経理部																																																			
f 職員の応援派遣状況	庶務部																																																			
g 自衛隊派遣要請以来の受付状況	本部室事務局																																																			
h 応急対策実施状況	各部（区本部については本部室事務局）																																																			
i 住民広報の実施状況	本部室事務局、関係部																																																			
j 家屋被害調査の実施状況	経理部																																																			
k その他（所管施設の情報等）	関係部																																																			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
		は、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができる。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議 <u>(追加)</u> にその旨を報告しなければならない。 (オ) ～ (カ) (略) <u>(追加)</u> <u>(キ)</u> その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議 (5) 各チーム ア チーム (ア) チームは <u>(追加)</u>、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。 (イ) チームの構成 <u>(追加)</u> は、次のとおりとする。 <table><tr><td>チーム長</td><td><u>総括部</u>に属する<u>主幹、課長</u>の職にある者のうちから<u>総括部長</u>が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チームリーダー</td><td><u>本部長が指定するチームの主管部</u>に属する<u>係長、主査</u>の職にある者のうちから <u>(追加)</u> <u>各部長</u>が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チーム員</td><td><u>本部長が指定する部</u>に属する職員のうちから <u>(追加)</u> <u>各部長</u>が指名する者とする。</td></tr></table> イ プロジェクトチーム (ア) プロジェクトチームは <u>(追加)</u>、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる事項について具	チーム長	<u>総括部</u> に属する <u>主幹、課長</u> の職にある者のうちから <u>総括部長</u> が指名する者とする。	チームリーダー	<u>本部長が指定するチームの主管部</u> に属する <u>係長、主査</u> の職にある者のうちから <u>(追加)</u> <u>各部長</u> が指名する者とする。	チーム員	<u>本部長が指定する部</u> に属する職員のうちから <u>(追加)</u> <u>各部長</u> が指名する者とする。	は、本部幹事会議が、その実施を決定・指示することができる。この場合、事後すみやかに本部長又は本部員会議 <u>若しくは防災監</u> にその旨を報告しなければならない。 (オ) ～ (カ) (略) <u>(キ) 幹事長が必要と認める事項の協議</u> <u>(ク)</u> その他本部幹事会議幹事長が必要と認める事項の協議 (5) 各チーム ア チーム (ア) チームは、<u>幹事長の指示のもと</u>、複数の部にまたがる事務を機動的かつ横断的に実施する。 (イ) チームの構成 <u>員</u>は、次のとおりとする。 <table><tr><td>チーム長</td><td><u>本部室事務局</u>に属する<u>課長又は担当課長</u>の職にある者のうちから<u>事務局長</u>が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チームリーダー</td><td><u>担当部署</u>に属する<u>課長補佐</u>の職にある者のうちから<u>事務局長又は主管部の部長</u>が指名する者とする。</td></tr><tr><td>チーム員</td><td><u>担当部署</u>に属する職員のうちから<u>事務局長又は本部</u>各部長が指名する者とする。</td></tr></table> イ プロジェクトチーム (ア) プロジェクトチームは、<u>幹事長の指示のもと</u>、複数の部が関係し、応急対策に重大な影響を及ぼすとともに迅速な対応が求められる	チーム長	<u>本部室事務局</u> に属する <u>課長又は担当課長</u> の職にある者のうちから <u>事務局長</u> が指名する者とする。	チームリーダー	<u>担当部署</u> に属する <u>課長補佐</u> の職にある者のうちから <u>事務局長又は主管部の部長</u> が指名する者とする。	チーム員	<u>担当部署</u> に属する職員のうちから <u>事務局長又は本部</u> 各部長が指名する者とする。	
チーム長	<u>総括部</u> に属する <u>主幹、課長</u> の職にある者のうちから <u>総括部長</u> が指名する者とする。															
チームリーダー	<u>本部長が指定するチームの主管部</u> に属する <u>係長、主査</u> の職にある者のうちから <u>(追加)</u> <u>各部長</u> が指名する者とする。															
チーム員	<u>本部長が指定する部</u> に属する職員のうちから <u>(追加)</u> <u>各部長</u> が指名する者とする。															
チーム長	<u>本部室事務局</u> に属する <u>課長又は担当課長</u> の職にある者のうちから <u>事務局長</u> が指名する者とする。															
チームリーダー	<u>担当部署</u> に属する <u>課長補佐</u> の職にある者のうちから <u>事務局長又は主管部の部長</u> が指名する者とする。															
チーム員	<u>担当部署</u> に属する職員のうちから <u>事務局長又は本部</u> 各部長が指名する者とする。															
	38															

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考								
	38	体的な対応方針を協議する。 (イ) プロジェクトチームの構成 <u>(追加)</u> は、次のとおりとする。 <table><tr><td>プロジェクトチーム長</td><td><u>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長 (追加) の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td>プロジェクトチーム員</td><td><u>本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長 (追加) の職にある者のうちから (追加) 各部長が指名する者とする。</u></td></tr></table> (ウ) (略) (エ) プロジェクトチームの <u>主管部は、適宜プロジェクトチームを招集する。</u> (6) 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関 <u>の職員を</u>本部員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチーム <u>の会議に出席要請し</u>、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。 <u>(追加)</u> 5 部 (班・隊)	プロジェクトチーム長	<u>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長 (追加) の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>	プロジェクトチーム員	<u>本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長 (追加) の職にある者のうちから (追加) 各部長が指名する者とする。</u>	事項について具体的な対応方針を協議する。 (イ) プロジェクトチームの構成 <u>員</u>は、次のとおりとする。 <table><tr><td>プロジェクトチーム長</td><td><u>本部室事務局に属する (削除) 課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</u></td></tr><tr><td>プロジェクトチーム員</td><td><u>担当部署に属する (削除) 部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u></td></tr></table> (ウ) (略) (エ) プロジェクトチームの <u>会議は、幹事長が招集する。</u> (6) 本部長及び幹事長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長に対し、当該機関職員 <u>の</u>本部員会議、本部幹事会議及びプロジェクトチーム <u>への出席を要請し</u>、情報の提供その他必要な協力を求めることができる。 <u>(7) 本部室事務局</u> <u>ア 本部室事務局は、本部の事務を総括し、別表 1-3-1 に掲げる事務を所掌する。</u> <u>イ 本部室事務局に事務局長及び副事務局長を置き、それぞれ防災危機管理局長及び防災危機管理局次長をもって充てる。</u> 5 部 (班・隊)	プロジェクトチーム長	<u>本部室事務局に属する (削除) 課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</u>	プロジェクトチーム員	<u>担当部署に属する (削除) 部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u>	
プロジェクトチーム長	<u>本部長が指定するプロジェクトチームの主管部に属する参事、部長、主幹、課長 (追加) の職にある者のうちから各部長が指名する者とする。</u>											
プロジェクトチーム員	<u>本部長が指定する部に属する参事、部長、主幹、課長 (追加) の職にある者のうちから (追加) 各部長が指名する者とする。</u>											
プロジェクトチーム長	<u>本部室事務局に属する (削除) 課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長が指名する者とする。</u>											
プロジェクトチーム員	<u>担当部署に属する (削除) 部長、担当部長、課長又は担当課長の職にある者のうちから事務局長又は本部各部長が指名する者とする。</u>											

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	39	(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表 1-3-<u>1</u>に掲げる部を置き、同表に掲げる<u>担当局室</u>の職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。 (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務<u>及び班（隊）長</u>については附属資料編に定める。 6 区本部 (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区<u>（追加）</u>における<u>区本部事務</u>を処理させるため、区役所内に区本部を置き、<u>当該区の職員</u>のうちから区本部員を動員し、別表 1-3-<u>1</u>に掲げる事務を分掌させる。 (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務<u>及び班長</u>については、附属資料編に定める。 (3) ～ (4) (略) (5) 区本部室 ア 区連絡会議 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、<u>（追加）</u>その処置につき必要な限度において、<u>各区隊長に</u>指示をすることができる。この場合、区本部長は、<u>総括部</u>を経由し、その旨をすみやかに<u>本部室へ</u>報告する。	(1) 本部長は、本部の事務を分掌させるため、本部に別表 1-3-<u>2</u>に掲げる部を置き、同表に掲げる<u>担当部署に属する</u>職員のうちから部員を動員し、同表に掲げる事務を分掌させる。 (2) 部に部長及び副部長を置き、班（隊）に班（隊）長を置く。なお、副部長、各班（隊）の分担任務<u>（削除）</u>については、附属資料編に定める。 6 区本部 (1) 本部長は、区の区域ごとに当該区<u>域</u>における<u>本部の事務</u>を処理させるため、区役所内に区本部を置き、<u>当該区役所職員</u>のうちから区本部員を動員し、別表 1-3-<u>2</u>に掲げる事務を分掌させる。 (2) 区本部に区本部長及び区副本部長を置き、班に班長を置く。なお、区副本部長、各班の分担任務<u>（削除）</u>については、附属資料編に定める。 (3) ～ (4) (略) (5) 区本部室 ア 区連絡会議 (ア) ～ (ウ) (略) (エ) 区本部長は、協議の結果、区内の応急対策について緊急を要すると認めた場合は、<u>関係区隊長に</u>その処置につき必要な限度において<u>必要な</u>指示をすることができる。この場合、区本部長は、<u>本部室事務局</u>を経由し、その旨をすみやかに<u>本部長又は防災監に</u>報告する。	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		イ 区本部連絡員室 (ア) (略) (イ) 所掌事務 <u>(追加)</u> <u>a</u> 区内の応急対策に関する区本部及び各区 隊相互間の連絡・調整 <u>b</u> 各種情報の収集、伝達 <u>c</u> 区連絡会議への報告 <u>(追加)</u>	イ 区本部連絡員室 (ア) (略) (イ) 所掌事務 <u>a 区連絡会議の指示の伝達</u> <u>b</u> 区内の応急対策に関する区本部及び各区 隊相互間の連絡・調整 <u>c</u> 各種情報の収集、伝達 <u>d</u> 区連絡会議への報告 <u>e その他室長が必要と認める事項の協議</u>	
40		第3 勤務時間外夜間・休日等)における市長(本部長)、 副市長(副本部長)の緊急登庁 1 本部長、副本部長の緊急登庁の決定 本部長、副本部長は、災害が発生し、又は発生する おそれがある場合であって、<u>総括部</u>が本部長、副本部 長の緊急登庁が必要であると判断したとき、又は自ら がその必要性を判断したときには、緊急登庁するもの とする。 2 <u>総括部</u>による庶務部への連絡及び本部長、副本部 長の所在状況の確認依頼 上記1の場合において、<u>総括部</u>から連絡を受けた庶 務部は、本部長、副本部長の所在状況を確認した上で、 緊急登庁開始地点を決定する。 3～4 (略) 5 その他 (1) <u>総括部</u>及び庶務部は相互に本部長・副本部長緊急 登庁時の円滑な対応に努めるものとする。	第3 勤務時間外夜間・休日等)における市長(本部長)、 副市長(副本部長)の緊急登庁 1 本部長、副本部長の緊急登庁の決定 本部長、副本部長は、災害が発生し、又は発生する おそれがある場合であって、<u>本部室事務局</u>が本部長、 副本部長の緊急登庁が必要であると判断したとき、又 は自らがその必要性を判断したときには、緊急登庁す るものとする。 2 <u>本部室事務局</u>による庶務部への連絡及び本部長、 副本部長の所在状況の確認依頼 上記1の場合において<u>本部室事務局</u>から連絡を受 けた庶務部は、本部長、副本部長の所在状況を確認し た上で、緊急登庁開始地点を決定する。 3～4 (略) 5 その他 (1) <u>本部室事務局</u>及び庶務部は相互に本部長・副本部 長緊急登庁時の円滑な対応に努めるものとする。	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	40	(2) その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、 <u>総括部</u> が別に定める。	(2) その他、本部長、副本部長の緊急登庁に関し必要な事項は、 <u>本部室事務局</u> が別に定める。	
	44	第4～第5 (略) 第6 オープンスペースの活用 風水害等による大規模な被害が発生した場合、<u>総括部</u>は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。 なお、災害発生後、オープンスペースの利用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。 (略) オープンスペースの利用希望を報告 ↓ オープンスペース利用調整 (略) (資料) (略) <u>・名古屋市災害対策本部各部・区本部の各班の任務一覧表 (附属資料編 計画資料 54)</u>	第4～第5 (略) 第6 オープンスペースの活用 風水害等による大規模な被害が発生した場合、<u>本部室事務局</u>は、災害直後から時系列に沿ったオープンスペース利用の需要について、関係部及び国・県等と調整を図り、災害応急・復旧活動を迅速かつ円滑に進めるものとする。 なお、災害発生後、オープンスペースの利用に係る基本的な事務処理の流れはおおむね次のとおりとする。 (略) オープンスペースの利用希望を報告 ↓ オープンスペース利用調整 (略) (資料) (略) <u>(削除)</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	45	<u>(追加)</u>	◎別表 1-3-1 本部室事務局の所掌事務 1 災害対策本部等の設置及び運営に関すること 2 防災活動体制、配備種別の指示及び伝達に関する こと 3 気象警報等の収集及び伝達に関すること 4 避難指示等に関すること 5 防災行政無線の運用及び統制に関すること 6 サイレン、警鐘その他の防災信号の伝達に関する こと 7 情報通信装置の維持管理及び応急復旧に関する こと 8 災害対策本部等の対応状況等の取りまとめ及び その報告に関すること 9 他都市等への応援要請、受援状況の取りまとめ に関すること 10 報道機関への情報提供及び住民広報に関する こと 11 活動の記録及び資料の収集に関すること 12 名古屋市防災会議との連絡に関すること 13 災害救助法の適用及び激甚災害の指定の要請 に関すること 14 国・県その他の防災関係機関との連絡調整に 関すること 15 業務継続計画に関すること 16 災害対策本部等の各部との連絡調整に関する こと 17 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）に 伴う事前避難に関すること	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																
	45	◎別表 1-3-<u>1</u> 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 <table><tr><td>部 及 び 区 本部の名称</td><td><u>担当局・区</u></td><td>部 長 又 は 区 本 部 長</td><td>主な任務</td></tr><tr><td><u>総括部</u></td><td><u>防災危機管理局</u></td><td><u>防災危機管理局長</u></td><td><u>1～9（略）</u></td></tr></table>	部 及 び 区 本部の名称	<u>担当局・区</u>	部 長 又 は 区 本 部 長	主な任務	<u>総括部</u>	<u>防災危機管理局</u>	<u>防災危機管理局長</u>	<u>1～9（略）</u>	<u>18 現地本部の設置に関すること</u> <u>19 被害状況等の取りまとめ及び分析に関するこ と</u> <u>20 災害対策本部等の区本部との連絡調整に関す ること</u> <u>21 各チームの運営に関すること</u> <u>22 事務局長からの指示事項に関すること</u> <u>23 その他重要な災害対策に関すること</u> ◎別表 1-3-<u>2</u> 1 災害対策本部の部及び区本部の主な任務 <table><tr><td>部 及 び 区 本部の名称</td><td><u>担 当 部 署</u></td><td>部 長 又 は 区 本 部 長</td><td>主な任務</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	部 及 び 区 本部の名称	<u>担 当 部 署</u>	部 長 又 は 区 本 部 長	主な任務	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
部 及 び 区 本部の名称	<u>担当局・区</u>	部 長 又 は 区 本 部 長	主な任務																	
<u>総括部</u>	<u>防災危機管理局</u>	<u>防災危機管理局長</u>	<u>1～9（略）</u>																	
部 及 び 区 本部の名称	<u>担 当 部 署</u>	部 長 又 は 区 本 部 長	主な任務																	
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																	
21	51	第 4 節 情報連絡活動 第 1 気象情報等の収集・伝達 1 （略） 2 平常時の情報収集体制 (1) 市役所における情報収集・伝達要領 ア 防災危機管理局<u>危機対策室</u>は、平常時から名古屋水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象その他の状況の聴取に努める。 イ（略） (2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝達要領 ア（略） イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害	第 4 節 情報連絡活動 第 1 気象情報等の収集・伝達 1 （略） 2 平常時の情報収集体制 (1) 市役所における情報収集・伝達要領 ア 防災危機管理局<u>危機対策課</u>は、平常時から名古屋水防情報システムを活用し、気象情報等を収集するとともに、テレビ・ラジオ等により気象その他の状況の聴取に努める。 イ（略） (2) 区役所及び関係公所等における情報収集・伝達要領 ア（略） イ 区長は、災害の発生を覚知したとき及び災害	所属名変更																

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	52	対策委員等からの情報を受領したとき、又は気象の推移により災害の発生のおそれがあるときは、速やかに防災危機管理局<u>危機対策室長</u>に通報するものとする。 3 気象予警報の受領・伝達要領 (1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は防災危機管理局<u>危機対策室長</u>が受領する。 水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、防災危機管理局<u>危機対策室長</u>が受領する。 (2) 防災危機管理局<u>危機対策室長</u>は、前記の予警報を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、副市長及び防災危機管理局長に報告するとともに、関係各局に伝達する。 (3) 防災危機管理局<u>危機対策室長</u>から伝達を受けた関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等へ伝達する。 (4) (略) (5) 防災危機管理局<u>危機対策室長</u>は上司の命があったとき、又は状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管課長に伝達する。 (6) 防災危機管理局<u>危機対策室</u>における予警報の伝達に関する業務は、防災危機管理局<u>危機対策室長</u>が命ずる者がこれを担当する。	対策委員等からの情報を受領したとき、又は気象の推移により災害の発生のおそれがあるときは、速やかに防災危機管理局<u>危機対策課長</u>に通報するものとする。 3 気象予警報の受領・伝達要領 (1) 愛知県から市に通報される警報、注意報、火災予防のための気象通報及び情報は防災危機管理局<u>危機対策課長</u>が受領する。 水防警報、水防に関する情報及び対策通報は、防災危機管理局<u>危機対策課長</u>が受領する。 (2) 防災危機管理局<u>危機対策課長</u>は、前記の予警報を受領し、必要と認める場合はすみやかに市長、副市長及び防災危機管理局長に報告するとともに、関係各局に伝達する。 (3) 防災危機管理局<u>危機対策課長</u>から伝達を受けた関係局防災主管課長は、すみやかにその内容に応じた適切な措置を講ずるとともに、関係出先等へ伝達する。 (4) (略) (5) 防災危機管理局<u>危機対策課長</u>は上司の命があったとき、又は状況により自ら必要と認めたときは、所要の対策通報をすみやかに関係局防災主管課長に伝達する。 (6) 防災危機管理局<u>危機対策課</u>における予警報の伝達に関する業務は、防災危機管理局<u>危機対策課長</u>が命ずる者がこれを担当する。	所属名変更

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考									
	53	4 特別警報の公衆等への周知措置について 防災危機管理局 <u>危機対策室長</u> は、特別警報（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じるものとする。 ア～キ （略） 5～8（略）	4 特別警報の公衆等への周知措置について 防災危機管理局 <u>危機対策課長</u> は、特別警報（大雨（浸水害）、大雨（土砂災害）、暴風、高潮、波浪、暴風雪）が発表された場合は、下記により、公衆及び所在の官公署に周知させる措置を講じるものとする。 ア～キ （略） 5～8（略）	所属名変更									
	55	第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設 災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎 1 階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、災害に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、 <u>各部連絡員（本部室員）・総括部</u> 又は各チームを通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。	第2 災害対策（警戒）本部情報センターの開設 災害対策（警戒）本部が設置されたとき、本部室は直ちに東庁舎 1 階に災害対策（警戒）本部情報センター（以下「情報センター」という。）を開設し、各種通信機器及び情報処理装置を活用し、災害に関する情報をはじめ、その被害情報等の収集、整理、管理及び本部幹事会議への報告を行うものとする。この場合、各部・区本部は、 <u>本部室事務局</u> 又は各チームを通じて応急対策活動に必要な情報を情報センターに報告しなければならない。	防災活動体制の見直しに伴う修正									
	56	第3 被害情報・対策情報の収集伝達 1 被害情報等の収集・伝達 (1) 被害情報等の区分及び収集担当 (略)	第3 被害情報・対策情報の収集伝達 1 被害情報等の収集・伝達 (1) 被害情報等の区分及び収集担当 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正、文言整理									
	57	(部門別の情報)	(部門別の情報)										
		<table><tr><td rowspan="2">その他の情報</td><td>上記以外の所管施設</td><td>所管部</td></tr><tr><td>電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設 <u>(追加)</u></td><td><u>総括部</u></td></tr></table>	その他の情報	上記以外の所管施設	所管部	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設 <u>(追加)</u>	<u>総括部</u>	<table><tr><td rowspan="2">その他の情報</td><td>上記以外の所管施設</td><td>所管部</td></tr><tr><td>電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、<u>公共交通施設（交通部担当除く）</u></td><td><u>本部室事務局</u></td></tr></table>	その他の情報	上記以外の所管施設	所管部	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、 <u>公共交通施設（交通部担当除く）</u>	<u>本部室事務局</u>
その他の情報	上記以外の所管施設	所管部											
	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設 <u>(追加)</u>	<u>総括部</u>											
その他の情報	上記以外の所管施設	所管部											
	電力施設、ガス施設、電話施設、港湾施設、 <u>公共交通施設（交通部担当除く）</u>	<u>本部室事務局</u>											

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	58	(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段 (表中) <u>総括部</u>	(2) 被害情報等の収集・伝達系統及び手段 (表中) <u>本部室事務局</u>	
	59	(3) 被害情報等の収集・報告の方法 ア～イ (略) ウ 報告の方法 (ア) 報告先 各部・区本部からの報告先は情報センターとする。 ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する(区本部情報については、 <u>総括部</u> 経由とする)。 (イ) (略) エ 県災害対策本部への報告 <u>総括部</u> は、被害情報を速やかに県災害対策本部に報告する。 <u>報告窓口は、県本部が設置されたときは県本部情報部方面班に、</u> 県本部が設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。 オ 内閣府への報告 <u>総括部</u> 及び健康福祉部(災害救助費に関することに限る)は、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、内閣府に速やかに報告する。報告窓口は内閣府政策統括官(防災担当)とする。 カ (略)	(3) 被害情報等の収集・報告の方法 ア～イ (略) ウ 報告の方法 (ア) 報告先 各部・区本部からの報告先は情報センターとする。 ただし、緊急かつ重大な事項については、直接、本部幹事会議へ報告する(区本部情報については、 <u>本部室事務局</u> 経由とする)。 (イ) (略) エ 県災害対策本部への報告 <u>本部室事務局</u> は、被害情報を速やかに県災害対策本部に報告する。 <u>(削除)</u> 県本部が設置されていないときは県防災安全局災害対策課とする。 オ 内閣府への報告 <u>本部室事務局</u> 及び健康福祉部(災害救助費に関することに限る)は、災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき、内閣府に速やかに報告する。報告窓口は内閣府政策統括官(防災担当)とする。 カ (略)	
	60	2 対策情報の収集・伝達	2 対策情報の収集・伝達	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	61	(1) (略) (2) 対策情報の伝達方法 ア (略) イ 住民避難状況の報告 (ア) (略) (表中) 災害対策（警戒）本部（<u>総括部</u>） (イ) 指定避難所等の開設指示後における指定避難所等の情報 区本部は、指定避難所等の施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて、<u>総括部</u>へ報告する。 (表中) <u>総括部</u> ウ 車両、資機材等の調達依頼 (伝達系統) <u>総括部</u> エ (略) オ 自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、<u>総括部</u>に対し、派遣要請依頼を行う。（<u>総括部長</u>あて様式1-7-1（1-7-2）を提出する。） (庁内電話・伝令)	(1) (略) (2) 対策情報の伝達方法 ア (略) イ 住民避難状況の報告 (ア) (略) (表中) 災害対策（警戒）本部（<u>本部室事務局</u>） (イ) 指定避難所等の開設指示後における指定避難所等の情報 区本部は、指定避難所等の施設管理者から住民が避難を開始した旨の報告を受けた場合又は指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて、<u>本部室事務局</u>へ報告する。 (表中) <u>本部室事務局</u> ウ 車両、資機材等の調達依頼 (伝達系統) <u>本部室事務局</u> エ (略) オ 自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、<u>本部室事務局</u>に対し、派遣要請依頼を行う。（<u>本部室事務局長</u>あて様式1-7-1（1-7-2）を提出する。） (庁内電話・伝令)	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	62	総括部 カ 応急対策の実施要請 各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は総括部を経由する。 (伝達系統) 総括部 キ 応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは市町村防災支援システムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は総括部を経由する。 (伝達系統) 総括部 ク その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については総括部へそれぞれ報告する。 第4 通信連絡手段の確保及び活用 1 無線電話 (1) 無線電話の統制 ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、総括	本部室事務局 カ 応急対策の実施要請 各部・区本部が、その分担する応急対策の実施に関連して、他の部・区本部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、本部幹事会議に対し、必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する (伝達系統) 本部室事務局 キ 応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものは市町村防災支援システムにより、また、その他のものは庁内電話や情報連絡員（伝令）により、逐次、本部幹事会議へ報告する。ただし、区本部は本部室事務局を経由する。 (伝達系統) 本部室事務局 ク その他応急対策上必要な事項は、各部については本部幹事会議へ、区本部については本部室事務局へそれぞれ報告する。 第4 通信連絡手段の確保及び活用 1 無線電話 (1) 無線電話の統制 ア 防災行政無線の統制は、「名古屋市防災行政用無線管理運営規程」の定めるところにより、本部	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>部</u>が行う。 イ～ウ（略） （2）（略） 2～4（略） 68 ◎様式 1－4－0 報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030 69 ◎様式 1－4－1 報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030 70 ◎様式 1－4－2 報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030 72 ◎様式 1－4－3 報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030 73 ◎様式 1－4－4 報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030 74 ◎様式 1－4－5 報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030 76 ◎様式 1－4－7 報告先 <u>総括部情報班</u> FAX 962-4030 77 ◎様式 2 （表中） 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市防災危機管理局<u>危機対策室</u>	<u>室事務局</u>が行う。 イ～ウ（略） （2）（略） 2～4（略） ◎様式 1－4－0 報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030 ◎様式 1－4－1 報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030 ◎様式 1－4－2 報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030 ◎様式 1－4－3 報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030 ◎様式 1－4－4 報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030 ◎様式 1－4－5 報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030 ◎様式 1－4－7 報告先 <u>本部室事務局</u> FAX 962-4030 ◎様式 2 （表中） 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 名古屋市防災危機管理局<u>危機対策課</u>	
22	80	第 5 節 広報・広聴活動 第 1 広報活動 1～2	第 5 節 広報・広聴活動 第 1 広報活動 1～2	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	81	(略)	(略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	82	3 広報の方法 (1) (略) (2) 報道機関との連携 ア (略) イ 報道機関への情報提供等 (ア) <u>総括部</u>は、災害発生直後において、第1報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。 (イ) ～ (ウ) (略) (3) 市公式ウェブサイトによる広報 <u>総括部</u>は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。	3 広報の方法 (1) (略) (2) 報道機関との連携 ア (略) イ 報道機関への情報提供等 (ア) <u>本部室事務局</u>は、災害発生直後において、第1報によって収集した市内の被害発生状況の概要をすみやかに報道機関に発表する。 (イ) ～ (ウ) (略) (3) 市公式ウェブサイトによる広報 <u>本部室事務局</u>は、市公式ウェブサイト「災害緊急情報」により、避難に関する広報事項等の配信を行う。	
23	84	第6節 災害救助法の適用	第6節 災害救助法の適用	防災活動体制の見直しに伴う修正
	85	第1～第2 (略)	第1～第2 (略)	
	86	第3 救助の実施 1 災害救助法の適用 (1) 災害の情報提供 災害救助法による救助の実施の必要性が明確である、又はその可能性があるとして認められる災害が発生した場合には、<u>総括部</u>は、次の内容を内閣府あて情報提供する。 (2) (略) 2 (略) 3 救助の対象、方法、経費及び期間 救助の対象、方法、経費及び期間については、名古屋	第3 救助の実施 1 災害救助法の適用 (1) 災害の情報提供 災害救助法による救助の実施の必要性が明確である、又はその可能性があるとして認められる災害が発生した場合には、<u>本部室事務局</u>は、次の内容を内閣府あて情報提供する。 (2) (略) 2 (略) 3 救助の対象、方法、経費及び期間 救助の対象、方法、経費及び期間については、名古屋	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		屋市災害救助法施行細則による。 ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、<u>総括部</u>は内閣府に協議し、特別基準により実施するものとする。	屋市災害救助法施行細則による。 ただし、この基準により救助を適切に実施することが困難な場合は、<u>本部室事務局</u>は内閣府に協議し、特別基準により実施するものとする。	
24	87	第7節 応援要請 第1 他の地方公共団体等への応援要請 1～2 (略)	第7節 応援要請 第1 他の地方公共団体等への応援要請 1～2 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	89	3 応援要請の方法 (1) (略) (2) <u>総括部</u>は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。	3 応援要請の方法 (1) (略) (2) <u>本部室事務局</u>は、関係法令及び相互応援協定等に定める応援要請の手続き方法に基づき、協定等の所管部を通じて他の地方公共団体等への応援要請を行うとともに、関係部・区本部に対し、応援職員の宿泊施設の確保等受け入れ準備を伝達・指示する。	
	91	4～5 (略) 第2 受援班の設置 1 災害対策本部に<u>総括部</u>、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。	4～5 (略) 第2 受援班の設置 1 災害対策本部に<u>本部室事務局</u>、庶務部を始め、人的支援を受援する部にて組織する受援班を設置する。	
	92	2～3 (略) 第3 自衛隊に対する派遣要請 1 (略) 2 派遣要請依頼 (1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合 ア～ウ (略) エ <u>総括部</u>は、災害派遣要請依頼書(様式1-7-	2～3 (略) 第3 自衛隊に対する派遣要請 1 (略) 2 派遣要請依頼 (1) 法第68条の2第1項に基づき県知事に要請する場合 ア～ウ (略) エ <u>本部室事務局</u>は、災害派遣要請依頼書(様式1-	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	93	1) を県知事（防災安全局災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。 オ <u>総括部</u>は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。 カ <u>総括部</u>は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。 (2) 法第 68 条の 2 第 2 項に基づき自衛隊に通知する場合 ア～ウ（略） エ <u>総括部</u>は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を決定する（陸、海、空）。 オ <u>総括部</u>は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。 カ <u>総括部</u>は、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。 キ <u>総括部長</u>は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本部長に	ー7ー1) を県知事（防災安全局災害対策課）に提出する。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により依頼し、書類は事後提出するものとする。 オ <u>本部室事務局</u>は、県知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼した旨及び市域に係る災害の状況を関係自衛隊の長に対して必要に応じて通知する。 カ <u>本部室事務局</u>は、関係自衛隊の長に通知したときは、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。 (2) 法第 68 条の 2 第 2 項に基づき自衛隊に通知する場合 ア～ウ（略） エ <u>本部室事務局</u>は、要請する活動内容に基づき、要請自衛隊を決定する（陸、海、空）。 オ <u>本部室事務局</u>は、要請自衛隊へ連絡・通知するとともに、派遣要請を依頼した部・区本部に受入れ体制の万全を期するよう伝達・指示する。 カ <u>本部室事務局</u>は、速やかに、県知事（防災安全局災害対策課）に自衛隊への通知をした事項について通知する。 キ <u>本部室事務局長</u>は市内の被災状況及び消防部隊等の活動状況を勘案し、必要消防力が不足している場合で、特に緊急に人命救助活動等の要請に係る通知をする必要があると判断した場合は、本	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		伺うことなく通知することができる。なお、通知内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。 3 (略) 4 派遣部隊に対する各部・区本部の対応 (1) <u>総括部</u> (略) (2) 派遣要請を依頼した部・区本部 ア～ウ (略) エ その他<u>総括部</u>より指示のあった事項	部長に伺うことなく通知することができる。なお、通知内容等を速やかに本部長、本部員会議及び幹事会議に報告するものとする。 3 (略) 4 派遣部隊に対する各部・区本部の対応 (1) <u>本部室事務局</u> (略) (2) 派遣要請を依頼した部・区本部 ア～ウ (略) エ その他<u>本部室事務局</u>より指示のあった事項	
25	107 109 110	第9節 消防活動 第1～第4 (略) 第5 消防活動要領 1 (略) 2 消防部隊の活動 (1) (略) (2) 救急隊の活動 (略) なお、多数の傷病者が集中的に発生したと判断されるときは、医療救護班の派遣を<u>総括部</u>へ要請するものとする	第9節 消防活動 第1～第4 (略) 第5 消防活動要領 1 (略) 2 消防部隊の活動 (1) (略) (2) 救急隊の活動 (略) なお、多数の傷病者が集中的に発生したと判断されるときは、医療救護班の派遣を<u>本部室事務局</u>へ要請するものとする。	防災活動体制の見直しに伴う修正
26	113 123	第10節 避難 第1～第4 (略) 第5 指定避難所の解説及び管理運営 1 (略) 2 指定避難所の管理運営	第10節 避難 第1～第4 (略) 第5 指定避難所の解説及び管理運営 1 (略) 2 指定避難所の管理運営	防災基本計画の記

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
124		指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。 区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。<u>(追加)</u> <u>また</u>、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じることよう努めるものとする。 第 6 避難状況等の報告 1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を<u>総括部</u>へ報告する。 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ<u>総括部</u>へ報告する。 3 <u>総括部</u>は、避難状況を区別に取りまとめ、本部幹事会議に報告する。	指定避難所は、避難者の中から代表管理者を選任し、代表管理者の指揮のもと避難所管理組織を確立し自主運営する。 区本部長は、開設した指定避難所に区本部職員を派遣し、災害救助地区本部及び施設管理者の協力のもと避難者による自主運営を支援し、避難者の保護にあたる。<u>また、指定避難所運営マニュアルや訓練等を通じて、避難所運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。特に夏季には熱中症、冬季には低体温症の危険が高まるため、熱中症等の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u> <u>その他</u>、感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じることよう努めるものとする。 第 6 避難状況等の報告 1 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を<u>本部室事務局</u>へ報告する。 2 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて、区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ<u>本部室事務局</u>へ報告する。 3 <u>本部室事務局</u>は、避難状況を区別に取りまとめ、本部幹事会議に報告する。	載に合わせた修正 防災活動体制の見直しに伴う修正
27	126	第 11 節 医療救護・保健衛生 【医療救護】	第 11 節 医療救護・保健衛生 【医療救護】	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	127	第 1 (略) 第 2 救護 1～2 (略) 3 救護の方法 (1) 第 1 救護 (略) なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、 <u>救急隊</u> は応急的な救護所において可能な限り応急処置を実施する。	第 1 (略) 第 2 救護 1～2 (略) 3 救護の方法 (1) 第 1 救護 (略) なお、災害発生直後から救護班の体制が整うまでの間、 <u>救急隊員</u> は応急的な救護所において可能な限り応急処置を実施する。	文言整理
	128	4 傷病者の搬送・移送 (1) (略) (2) 災害医療活動拠点等で第 2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、 <u>総括部</u> は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。 第 3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知 1～3 (略) 4 <u>総括部</u> の情報 <u>総括部</u> が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健センター班に情報提供する。	4 傷病者の搬送・移送 (1) (略) (2) 災害医療活動拠点等で第 2 救護の実施が困難な場合、健康福祉部は、保健医療調整会議を通じて市域外の災害拠点病院等による医療・収容の受入調整を行い、この調整に基づき、 <u>本部室事務局</u> は自衛隊とも連携を図り、ヘリコプター、救急車等により搬送・移送を実施する。 第 3 医療・助産機関の被災状況の把握及び周知 1～3 (略) 4 <u>本部室事務局</u> の情報 <u>本部室事務局</u> が把握した医療機関の収容体制等については、健康福祉部より区本部保健センター班に情報提供する。	防災活動体制の見直しに伴う修正
	131	【保健衛生】 第 1 (略)	【保健衛生】 第 1 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	132	第 2 保健衛生	第 2 保健衛生	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		(略) 健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、保健救護班を配置する。<u>(追加)</u>	(略) 健康福祉部長は、市域全体の保健衛生活動を調整し、区本部保健センター班長（保健センター所長）からの要請に基づき、保健救護班を配置する。<u>また、被害状況を踏まえ、本部長は、愛知県に対しDHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の派遣要請を行う。</u>	DHEAT に関する記載の追加
28	135	第 12 節 輸送・道路等応急対策 第 1 車両等の調達 1 (略) 2 各部、区本部 (1) (略) (2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する（区本部は、<u>総括部</u>を経由）。ただし、特殊車両等については、各部で調達する。 (3) (略) 3 (略) 第 2 (略)	第 12 節 輸送・道路等応急対策 第 1 車両等の調達 1 (略) 2 各部、区本部 (1) (略) (2) 不足を生ずる場合は、経理部に対し、用途、車種、台数、使用期間、引渡場所・日時等を明示のうえ、調達を依頼する（区本部は、<u>本部室事務局</u>を経由）。ただし、特殊車両等については、各部で調達する。 (3) (略) 3 (略) 第 2 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	136	第 3 緊急通行車両等の確認 <u>(追加)</u> 手続 <u>災害法等</u>に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に<u>届出</u>の手続きがなされている車両にあつては、<u>所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続きをする必要が生じた車両にあつては、次のとおり取り扱うものとする。</u>	第 3 緊急通行車両等の確認<u>申出</u>手続 <u>災害対策基本法等</u>に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行った場合において、緊急通行車両等として事前に<u>確認申出</u>の手続きがなされている車両にあつては、<u>特に手続きを要さず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続きを進めるとともに、災害発生時に確認</u>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	136	<u>1 市所有の車両にあっては、各部からの申請に基づき、総括部においてとりまとめ、愛知県警察本部に申請する。</u> <u>なお、区本部等が所有する車両にあっては、区本部等ごとに所轄警察署に申請する。</u> <u>2 市所有以外の車両にあっては、経理部調達班がとりまとめ、総括部において申請する。</u> 第4 輸送ルートの確保 1 陸上輸送 (略) なお、緊急陸上輸送ルートの設定に資するため、あらかじめ市内の主要道路（緊急輸送道路<u>(追加)</u>、その他の道路）を定めておくものとする。 (資料)	<u>申出手続きをする必要が生じた車両にあっては、各部、区本部にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 第4 輸送ルートの確保 1 陸上輸送 (略) なお、緊急陸上輸送ルートの設定に資するため、あらかじめ市内の主要道路（緊急輸送道路<u>等</u>、その他の道路）を定めておくものとする。 (資料)	文言整理
	137	・緊急通行車両等の<u>事前届出・確認手続等</u>要領（附属資料編 計画参考 58）	・緊急通行車両等の<u>確認手続等実施</u>要領（附属資料編 計画参考 58）	
29	143	第13節 食品・生活必需品の供給 第1～第2 (略) 第3 物資の供給体制 1～2 (略)	第13節 食品・生活必需品の供給 第1～第2 (略) 第3 物資の供給体制 1～2 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	144	3 愛知県との資源配分	3 愛知県との資源配分	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害対策本部に <u>総括部</u> より職員を派遣し、資源配分の調整を行う。	災害救助法が適用された場合の愛知県との資源配分は、愛知県資源配分計画による。また、愛知県災害対策本部に <u>本部室事務局</u> より職員を派遣し、資源配分の調整を行う。	
30	151	第 15 節 遺体の搜索、処理及び火葬 第 1 遺体の搜索・収容 1 (略) 2 <u>行方不明者・死者の届出の受理</u> <u>行方不明者及び身元不明者等の死者の届出並びに遺体収容の要請は、区本部において受理し、住所・氏名・年齢・性別・着衣等必要な事項について、行方不明者等受付簿（様式 1-15-1）に記録する。</u> <u>3</u> 搜索収容班の編成 (1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に搜索収容班の派遣を要請する。 (連絡窓口は<u>総括部</u>) (2) ～ (4) (略)	第 15 節 遺体の搜索、処理及び火葬 第 1 遺体の搜索・収容 1 (略) <u>(削除)</u> <u>2</u> 搜索収容班の編成 (1) 災害により行方不明者又は死者が多数発生し、遺体の搜索・収容が必要と認められるときは、区本部長は、本部長に搜索収容班の派遣を要請する。 (連絡窓口は<u>本部室事務局</u>) (2) ～ (4) (略)	事務の見直しに伴う修正 防災活動体制の見直しに伴う修正
	152	<u>4</u> 遺体の搜索・収容の方法 (1) (略) (2) 搜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。 ア (略) <u>イ 遺体調書（様式 1-15-2）に遺体発見現場の状況（できれば写真を撮る。）、遺体の性別・身長・着衣・所持品等について、詳細に記録する。</u>	<u>3</u> 遺体の搜索・収容の方法 (1) (略) (2) 搜索収容班は、遺体を発見し又は遺体のある場所へ到着したときは次のとおり処理する。 ア (略) <u>(削除)</u>	事務の見直しに伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	153	<u>ウ</u> (略) 第2 遺体安置所の開設及び管理運営 1～3 (略) 4 遺体安置所に派遣された職員は、<u>災害救助地区本部等の協力を得て</u>調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1) 捜索収容班 <u>(追加)</u> が搬入した遺体を収容<u>し、遺体整理簿（様式 1-15-3）に必要事項を記載し、遺体には氏名又は整理番号等を記載した名札を添付するなど、遺族等が閲覧できるよう整理する。</u> <u>(2) 捜索収容班から遺体調書及び所持品等を引継ぐ。</u> <u>(3) ～ (4) (略)</u> <u>(5) 身元不明の遺体及び遺体引受人のない遺体は、原則として顔写真（上半身）を撮る。</u> <u>(6) ～ (8) (略)</u> <u>(9) 遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、遺体の整理に努める。</u> 5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、<u>総括部</u>に職員の派遣要請をすることができる。 第3 遺体の検案 1 検案班の編成 (略) (1) (略) (2) (略) ア (略)	<u>イ</u> (略) 第2 遺体安置所の開設及び管理運営 1～3 (略) 4 遺体安置所に派遣された職員は、<u>(削除)</u> 調査（検視）・検案を実施する警察等と調整の上、次のように遺体の収容・管理を行う。 (1) 捜索収容班 <u>及び関係機関等</u>が搬入した遺体を収容 <u>(削除)</u> する。 <u>(削除)</u> <u>(2) ～ (3) (略)</u> <u>(削除)</u> <u>(4) ～ (6) (略)</u> <u>(削除)</u> 5 区本部長は、遺体安置所の運営にあたり必要のある場合は、<u>本部室事務局</u>に職員の派遣要請をすることができる。 第3 遺体の検案 1 検案班の編成 (略) (1) (略) (2) (略) ア (略)	事務の見直しに伴う修正 防災活動体制の見直しに伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		イ 医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社（愛知県支部）愛知県医師会警察部会 <u>（追加）</u> への協力を要請する。（略） (3)～(4)（略） 2（略） 3 検案時の処理事項 (1)～(2)（略） <u>（3）遺体安置所に派遣された職員と連携し、遺体調書に必要事項を可能な限り記入し、整理に努める。</u>	イ 医師が不足する場合は、県警と調整の上、必要に応じて名古屋市医師会・日本赤十字社（愛知県支部）愛知県医師会警察部会 <u>・名古屋市歯科医師会</u> への協力を要請する。（略） (3)～(4)（略） 2（略） 3 検案時の処理事項 (1)～(2)（略） <u>（削除）</u>	文言整理
154		第4 葬祭用品の調達 （略） また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び<u>総括部長</u>に応援を要請する。	第4 葬祭用品の調達 （略） また、被害が甚大で健康福祉部のみで調達が困難な場合、健康福祉部長は区本部長及び<u>本部室事務局長</u>に応援を要請する。	事務の見直しに伴う修正
155		第5 遺体の輸送 1～2（略） 3 輸送力が不足する場合は、<u>総括部</u>を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。 （表中） <u>総括部長</u> 第6 遺体の火葬 1 火葬の方法 (1)～(3)（略）	第5 遺体の輸送 1～2（略） 3 輸送力が不足する場合は、<u>本部室事務局</u>を通じ、自衛隊等の関係機関に車両及びヘリコプター等による輸送を要請するほか、ボランティアの協力を得て行う。 （表中） <u>本部室事務局長</u> 第6 遺体の火葬 1 火葬の方法 (1)～(3)（略）	防災活動体制の見直しに伴う修正 防災活動体制の見直しに伴う修正 事務の見直しに伴

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	157 158 159	<u>(4) 遺体調書に必要な事項を可能な限り記入し、整理に努める。</u> <u>◎様式 1-15-1 行方不明者等受付簿</u> <u>◎様式 1-15-2 遺体調書</u> <u>◎様式 1-15-3 遺体整理簿</u>	<u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u>	う修正
31	160 162	第 16 節 災害ごみ・災害がれき・し尿 第 1 (略) 第 2 災害ごみ処理 1 計画目標 環境部は、<u>災害により発生した生活系ごみ</u>（以下「災害ごみ」という。）<u>等</u>の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。 第 3 (略) 第 4 し尿処理 1 計画目標 環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、指定避難所で使用する災害用トイレ<u>の備蓄を進める</u>とともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。	第 16 節 災害ごみ・災害がれき・し尿 第 1 (略) 第 2 災害ごみ処理 1 計画目標 環境部は、<u>被災により家庭から排出される生活ごみ等</u>（以下「災害ごみ」という。）<u>(削除)</u>の処理を優先して行い、被災地の環境衛生の確保を図る。 第 3 (略) 第 4 し尿処理 1 計画目標 環境部は、災害によるライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想されることから、指定避難所で使用する災害用トイレ<u>を備蓄する</u>とともに、くみ取り式仮設トイレを設置した避難所から排出されるし尿の衛生的な処理を行う。	名古屋市災害廃棄物処理計画の記載に合わせた修正 事業の完了に伴う修正
32	164 165	第 17 節 住宅等応急対策 第 1 (略) 第 2 被災住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、<u>住家が半壊等し自らの資力では応急修理を行うことができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家</u>	第 17 節 住宅等応急対策 第 1 (略) 第 2 被災住宅の応急修理 被災住宅の応急修理は、<u>「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり</u>、災害救助法に基づい	災害救助法の改正に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		<u>が半壊した者を対象に</u>、災害救助法に基づいて実施する。 <u>(追加)</u> <u>(追加)</u> <u>1 被災住宅の応急修理の実施</u> <u>住宅都市部長は、県との調整の下、次の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、実施する。</u> <u>(追加)</u> <u>(1) 応急修理の範囲は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</u> <u>(2) 一世帯あたりの費用については、原則として災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに</u>	て実施する。 <u>住宅都市部長は、県との調整の下、以下の方針に基づき、本部員会議の決定を経て、実施する。</u> <u>1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(1) 対象は、災害のため住家が半壊等し、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害を拡大するおそれがある者とする。</u> <u>(2) 方法は、資材のみを給与する場合と施工業者が実施する場合の2種類があり、現物をもって行う。</u> <u>(3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(4) 実施期間は、原則として災害発生の日から10日以内に完了する。</u> <u>2 日常生活に必要な最小限の部分の修理</u> <u>(削除)</u> <u>(1) 対象は、災害のため住家が半壊等し自らの資力では応急修理を行うことができない者、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）（いわゆる大規模半壊）した者とする。</u> <u>(2) 範囲は、居室、炊事場、便所等の日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</u> <u>(3) 一世帯あたりの費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u>	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考												
	166	<u>実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）による。</u> <u>(3) 実施期間については、</u>原則として災害発生の日から3月以内に完了する。 <u>2</u> その他 (略) 第3 (略) 第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談 1 倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を<u>総括部</u>に要請する。	<u>(4) 実施期間は、</u>原則として災害発生の日から3月以内に完了する。 <u>3</u> その他 (略) 第3 (略) 第4 被災建築物・宅地に対する指導・相談 1 倒壊のおそれのある建築物（工事中のものも含む。）及び脱落等のおそれのある屋外取付物等の危害防止に関する相談・指導をするとともに、これらの事故防止のため住民に対する広報を<u>本部室事務局</u>に要請する。	防災活動体制の見直しに伴う修正												
33	173 174 175	第19節 ボランティアとの連携 第1～第3 (略) 第4 受入れ体制 1 担当部 <table><tr><th>区分</th><th>担 当 部</th><th>担 当 業 務</th></tr><tr><td>ボランティア専門</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	担 当 部	担 当 業 務	ボランティア専門	(略)	(略)	第19節 ボランティアとの連携 第1～第3 (略) 第4 受入れ体制 1 担当部 <table><tr><th>区分</th><th>担 当 部</th><th>担 当 業 務</th></tr><tr><td>専門ボランティア</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	区分	担 当 部	担 当 業 務	専門ボランティア	(略)	(略)	文言整理
区分	担 当 部	担 当 業 務														
ボランティア専門	(略)	(略)														
区分	担 当 部	担 当 業 務														
専門ボランティア	(略)	(略)														
34	177	第20節 労務供給	第20節 労務供給													

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		第1 労働者の雇用 1 雇用手続 (1) (略) (2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を<u>総括部</u>を経由して本部員会議に報告しなければならない。 2 (略) 3 労働者の賃金 雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（<u>総括部</u>）が定める。	第1 労働者の雇用 1 雇用手続 (1) (略) (2) 労働者を雇用した部・区本部は、次の事項を<u>本部室事務局</u>を経由して本部員会議に報告しなければならない。 2 (略) 3 労働者の賃金 雇用労働者の賃金は、法令等に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域の平均日額を基礎として本部長（<u>本部室事務局</u>）が定める。	防災活動体制の見直しに伴う修正
35	179	第21節 区の応急対策活動 第1～第3 (略)	第21節 区の応急対策活動 第1～第3 (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	181	第4 情報連絡活動 1 (略)	第4 情報連絡活動 1 (略)	
	183	2 対策情報の伝達 (1) (略) (2) 対策情報の伝達方法 ア (略) イ 住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて、<u>総括部</u>へ報告する。 ウ 車両、資機材等の調達依頼 車両、資機材等を必要とする場合は、<u>総括部</u>を	2 対策情報の伝達 (1) (略) (2) 対策情報の伝達方法 ア (略) イ 住民避難状況の報告 住民が避難を開始し、指定避難所等を開設した場合は、指定避難所等の開設及び避難状況を随時記録し、市町村防災支援システムにて、<u>本部室事務局</u>へ報告する。 ウ 車両、資機材等の調達依頼 車両、資機材等を必要とする場合は、<u>本部室事</u>	

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	184	経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。 エ (略) オ 自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、<u>総括部</u>に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。<u>(総括部長</u>あて 様式 1-7-1 (1-7-2) を提出する。) カ 応急対策の実施要請 区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、<u>総括部</u>を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。 ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、<u>総括部</u>を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。 キ 応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを随時記録し、市町村防災支援システムにて、<u>総括部</u>へ報告する。 (3) 対策情報の伝達系統 <u>総括部</u> 第5 広報・広聴活動	<u>務局</u>を経由し、経理部総務班に対し、所定の輸送条件を明示して庁内電話又はファクシミリにて調達依頼を行う。 エ (略) オ 自衛隊の派遣要請依頼 自衛隊の派遣を必要とする場合は、<u>本部室事務局</u>に対し、庁内電話又はファクシミリにて派遣要請依頼を行う。<u>(本部室事務局長</u>あて 様式 1-7-1 (1-7-2) を提出する。) カ 応急対策の実施要請 区域内において、他の部又は防災関係機関の応急対策を必要とする場合は、<u>本部室事務局</u>を経由し、本部幹事会議に対し、庁内電話又はファクシミリにて必要な応急対策の実施の指示又は実施要請を行うよう要請する。 ただし、区域内を管轄する各区隊又は防災関係機関の出先等に対しては、区本部長より直接応急対策の実施要請を行い、事後、<u>本部室事務局</u>を経由し、本部幹事会議に対し、その旨報告する。 キ 応急対策の実施状況の報告 既に執った措置及び今後執るべき措置のうち、被害に対するものを随時記録し、市町村防災支援システムにて、<u>本部室事務局へ報告する。</u> (3) 対策情報の伝達系統 <u>本部室事務局</u> 第5 広報・広聴活動	防災活動体制の見

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	185	1 広報活動 (1)～(2) (略) (3) 広報の方法 ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、 <u>総括部</u> に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する。	1 広報活動 (1)～(2) (略) (3) 広報の方法 ア 「放送協定」に基づく放送の依頼の要請 緊急を要する場合及び広域的に広報を行う必要がある場合は、 <u>本部室事務局</u> に対し、「災害時の放送に関する協定」に基づき、日本放送協会名古屋放送局及び民間放送各社に対し、テレビ・ラジオによる区本部の広報事項の放送を依頼するよう要請する	直しに伴う修正
	186	イ～カ (略) キ 電子メール (きずなネット防災情報) 必要に応じて <u>総括部</u> に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。 ク 緊急速報メール 津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等、緊急安全確保に関する広報事項で必要がある場合は、 <u>総括部</u> に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。 ケ <u>アプリケーション</u> 必要に応じて <u>総括部</u> に対し、 <u>アプリケーション</u> による広報事項の配信を要請する。 コ 臨時災害放送局 「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合	イ～カ (略) キ 電子メール (きずなネット防災情報) 必要に応じて <u>本部室事務局</u> に対し、きずなネット防災情報による広報事項の配信を要請する。 ク 緊急速報メール 津波、洪水等に関する情報及び避難の指示等、緊急安全確保に関する広報事項で必要がある場合は、 <u>本部室事務局</u> に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。 ケ <u>SNS、名古屋市防災アプリ等</u> 必要に応じて <u>本部室事務局</u> に対し、 <u>SNS、名古屋市防災アプリ等</u> による広報事項の配信を要請する。 コ 臨時災害放送局 「災害における臨時災害放送局等に関する協定」に基づき臨時災害放送局が開設された場合	文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	187	は、必要に応じて<u>総括部</u>に対し、臨時災害放送局による放送事項の放送を要請する。 第6 避難 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施 (1)～(4) (略) (5) 実施方法 ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法 (ア)～(エ) (略)	は、必要に応じて<u>本部室事務局</u>に対し、臨時災害放送局による放送事項の放送を要請する。 第6 避難 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の実施 (1)～(4) (略) (5) 実施方法 ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達方法 (ア)～(エ) (略)	防災活動体制の見直しに伴う修正
	188	(オ) テレビ、ラジオ放送による伝達 <u>総括部</u>に対し、放送局への協力依頼を要請する。 (カ) 電子メール（きずなネット防災情報）による伝達 <u>総括部</u>に対し、電子メール（きずなネット防災情報）による配信を要請する。 (キ) 緊急速報メールによる伝達 <u>総括部</u>に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。 (ク) <u>アプリケーション</u>による伝達 <u>総括部</u>に対し、<u>アプリケーション</u>による配信を要請する。 (6) 実施報告 避難指示又は緊急安全確保を発令した場合、及び警察官、自衛官等から避難指示を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、<u>総括部</u>へ報告する。	(オ) テレビ、ラジオ放送による伝達 <u>本部室事務局</u>に対し、放送局への協力依頼を要請する。 (カ) 電子メール（きずなネット防災情報）による伝達 <u>本部室事務局</u>に対し、電子メール（きずなネット防災情報）による配信を要請する。 (キ) 緊急速報メールによる伝達 <u>本部室事務局</u>に対し、緊急速報メールによる配信を要請する。 (ク) <u>SNS、名古屋市防災アプリ等</u>による伝達 <u>本部室事務局</u>に対し、<u>SNS、名古屋市防災アプリ等</u>による配信を要請する。 (6) 実施報告 避難指示又は緊急安全確保を発令した場合、及び警察官、自衛官等から避難指示を発令した旨の通知を受けた場合、次の内容により、<u>本部室事務局</u>へ報	文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	189	2 (略) 3 指定避難所の開設及び管理運営 (1) 指定避難所の開設 ア～ウ (略)	告する。 2 (略) 3 指定避難所の開設及び管理運営 (1) 指定避難所の開設 ア～ウ (略)	
	190	エ 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を <u>総括部</u> へ報告する。	エ 避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を <u>本部室事務局</u> へ報告する。	
		4 避難状況等の報告 (1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を <u>総括部</u> へ報告する。 (2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、 <u>総括部</u> へ報告する。	4 避難状況等の報告 (1) 指定避難所を開設したときは、区本部はただちにその旨を <u>本部室事務局</u> へ報告する。 (2) 代表管理者は、避難者数、避難者の健康状態その他必要事項について、災害救助地区本部を通じて区本部へ報告する。区本部は、避難状況を学区別、避難所別に取りまとめ、 <u>本部室事務局</u> へ報告する。	
	192	第7～第8 (略) 第9 緊急輸送 1 (略) 2 輸送力の確保 (1) (略) (2) 調達依頼 経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する (<u>総括部</u> 経由)。	第7～第8 (略) 第9 緊急輸送 1 (略) 2 輸送力の確保 (1) (略) (2) 調達依頼 経理部総務班に対し、愛知県トラック協会及び日本通運株式会社名古屋支店からの車両調達を依頼する (<u>本部室事務局</u> 経由)。	
	193	3 緊急通行車両等の確認 (<u>追加</u>) 手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行	3 緊急通行車両等の確認 <u>申出</u> 手続 災害対策基本法等に基づき、愛知県公安委員会が緊急通行車両等以外の車両の通行禁止又は制限を行	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	193	った場合において、緊急通行車両等として事前に<u>届出、確認</u>の手続きがなされている車両にあつては、<u>所定の手続きを進めるとともに、新たに、確認手続き</u>をする必要が生じた車両にあつては、区本部<u>ごとに所管警察署に申請をする。</u>	った場合において、緊急通行車両等として事前に<u>確認申出</u>の手続きがなされている車両にあつては、<u>特に手続きを要せず、緊急通行車両等として通行可能となることから、事前に所定の手続きを進めるとともに、災害発生時に確認申出手続き</u>をする必要が生じた車両にあつては、区本部<u>にて愛知県庁へ緊急通行車両等の確認申出を行う。ただし、被災状況等により、最寄りの愛知県庁に確認申出できないときは、最寄りの警察署交通課へ確認申出する。</u>	
	195	第 10 応援要請 1 (略) 2 自衛隊の災害派遣要請の依頼 (1) (略) (2) 派遣要請の依頼 区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式 1-7-1）により<u>総括部長</u>に依頼する。 (3) 派遣部隊の受入れ ア～ウ (略) エ その他<u>総括部</u>から指示のあった事項 (資料) ・緊急通行車両等の<u>事前届出・確認手続等</u>要領（附属資料編 計画参考 58）	第 10 応援要請 1 (略) 2 自衛隊の災害派遣要請の依頼 (1) (略) (2) 派遣要請の依頼 区本部長は、応急対策を実施する上で自衛隊の支援が必要となった場合は、災害派遣要請依頼書（様式 1-7-1）により<u>本部室事務局長</u>に依頼する。 (3) 派遣部隊の受入れ ア～ウ (略) エ その他<u>本部室事務局</u>から指示のあった事項 (資料) ・緊急通行車両等の<u>確認手続等実施</u>要領（附属資料編 計画参考 58）	防災活動体制の見直しに伴う修正 文言整理
36	196	第 22 節 地域安全・交通対策 第 1 (略)	第 22 節 地域安全・交通対策 第 1 (略)	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	198 199	第2 交通対策 1 (略) 2 県警察における措置 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>(追加)</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者 <u>(追加)</u> は、「<u>緊急通行車両等届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。<u>(別記 様式 1-22-1 緊急通行車両等届出書参照)</u> ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申請者</u>に交付する。<u>(別記 様式 1-22-2 緊急通行車両確認証明書、別記 1-22-3 標章参照)</u>	第2 交通対策 1 (略) 2 県警察における措置 (1)～(4) (略) (5) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災対法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条<u>第1項</u>の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者<u>等</u>は、「<u>緊急通行車両確認届出書</u>」を、県又は県公安委員会の事務担当部局等に提出するものとする。<u>(削除)</u> ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに<u>申出者</u>に交付する。<u>(削除)</u>	災害対策基本法施行令の改正に伴う修正
37	206	第23節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第1 給水対策 1 (略) 2 給水体制 発災後において、上下水道部は、ただちに区本部	第23節 ライフライン施設の応急復旧 【給水及び水道施設等応急対策】 第1 給水対策 1 (略) 2 給水体制 発災後において、上下水道部は、ただちに区本部	文言整理

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																															
	207	等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の外、<u>他都府県</u>の協力を受け飲料水を確保する。 (1)～(3) (略) (4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。 給水能力－1（配水池等の貯水量） 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 給水能力－2（運搬給水） 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><th>資 機 材 名</th><th>容 量</th><th>数 量</th><th><u>1回当たりの</u> <u>給水能力（L）</u></th></tr><tr><td rowspan="3">給 水 車</td><td><u>1.8m³</u></td><td>4 台</td><td><u>7,200</u></td></tr><tr><td><u>3.8m³</u></td><td><u>4 台</u></td><td><u>15,200</u></td></tr><tr><td><u>3.0 m³</u></td><td><u>3 台</u></td><td><u>9,000</u></td></tr><tr><td rowspan="2">給水タンク （積載用）</td><td>1.0m³</td><td>62 基</td><td><u>62,000</u></td></tr><tr><td>1.0m³（加圧式）</td><td>4 基</td><td><u>4,000</u></td></tr><tr><td colspan="3"><u>計</u></td><td><u>97,400</u></td></tr></table> 給水能力－3（拠点給水） 令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><th>資 機 材 名</th><th>数量（給水栓数）</th></tr><tr><td>常 設 給 水 栓</td><td><u>14 か所（148）</u></td></tr></table>	(略)				資 機 材 名	容 量	数 量	<u>1回当たりの</u> <u>給水能力（L）</u>	給 水 車	<u>1.8m³</u>	4 台	<u>7,200</u>	<u>3.8m³</u>	<u>4 台</u>	<u>15,200</u>	<u>3.0 m³</u>	<u>3 台</u>	<u>9,000</u>	給水タンク （積載用）	1.0m ³	62 基	<u>62,000</u>	1.0m ³ （加圧式）	4 基	<u>4,000</u>	<u>計</u>			<u>97,400</u>	資 機 材 名	数量（給水栓数）	常 設 給 水 栓	<u>14 か所（148）</u>	等の協力を得て給水体制を確立する。また、取水場、浄水場等が破損した場合などにおいては、隣接市町等からの緊急連絡管による受水の外、<u>他都市等</u>の協力を受け飲料水を確保する。 (1)～(3) (略) (4) 給水能力 給水能力は、次のとおりである。 給水能力－1（配水池等の貯水量） 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><td colspan="4">(略)</td></tr></table> 給水能力－2（運搬給水） 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><th>資 機 材 名</th><th>容 量</th><th>数 量</th><th><u>(削除)</u></th></tr><tr><td rowspan="3">給 水 車</td><td><u>2 m³級</u></td><td>4 台</td><td rowspan="3"><u>(削除)</u></td></tr><tr><td><u>3 m³級</u></td><td><u>5 台</u></td></tr><tr><td><u>4 m³級</u></td><td><u>4 台</u></td></tr><tr><td rowspan="2">給水タンク （積載用）</td><td>1.0m³</td><td><u>50 基</u></td><td rowspan="2"><u>(削除)</u></td></tr><tr><td>1.0m³（加圧式）</td><td><u>16 基</u></td></tr><tr><td colspan="3"><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table> 給水能力－3（拠点給水） 令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日 <table><tr><th>資 機 材 名</th><th>数量 <u>(削除)</u></th></tr><tr><td>常 設 給 水 栓</td><td><u>15 か所（削除）</u></td></tr></table>	(略)				資 機 材 名	容 量	数 量	<u>(削除)</u>	給 水 車	<u>2 m³級</u>	4 台	<u>(削除)</u>	<u>3 m³級</u>	<u>5 台</u>	<u>4 m³級</u>	<u>4 台</u>	給水タンク （積載用）	1.0m ³	<u>50 基</u>	<u>(削除)</u>	1.0m ³ （加圧式）	<u>16 基</u>	<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>	資 機 材 名	数量 <u>(削除)</u>	常 設 給 水 栓	<u>15 か所（削除）</u>	時点修正
(略)																																																																			
資 機 材 名	容 量	数 量	<u>1回当たりの</u> <u>給水能力（L）</u>																																																																
給 水 車	<u>1.8m³</u>	4 台	<u>7,200</u>																																																																
	<u>3.8m³</u>	<u>4 台</u>	<u>15,200</u>																																																																
	<u>3.0 m³</u>	<u>3 台</u>	<u>9,000</u>																																																																
給水タンク （積載用）	1.0m ³	62 基	<u>62,000</u>																																																																
	1.0m ³ （加圧式）	4 基	<u>4,000</u>																																																																
<u>計</u>			<u>97,400</u>																																																																
資 機 材 名	数量（給水栓数）																																																																		
常 設 給 水 栓	<u>14 か所（148）</u>																																																																		
(略)																																																																			
資 機 材 名	容 量	数 量	<u>(削除)</u>																																																																
給 水 車	<u>2 m³級</u>	4 台	<u>(削除)</u>																																																																
	<u>3 m³級</u>	<u>5 台</u>																																																																	
	<u>4 m³級</u>	<u>4 台</u>																																																																	
給水タンク （積載用）	1.0m ³	<u>50 基</u>	<u>(削除)</u>																																																																
	1.0m ³ （加圧式）	<u>16 基</u>																																																																	
<u>(削除)</u>			<u>(削除)</u>																																																																
資 機 材 名	数量 <u>(削除)</u>																																																																		
常 設 給 水 栓	<u>15 か所（削除）</u>																																																																		

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
208		仮設給水栓	16 栓	<u>12 基 (192)</u>	仮設給水栓	16 栓	<u>12 基 (削除)</u>	
			4 栓	<u>136 基 (544)</u>		4 栓	<u>136 基 (削除)</u>	
			携帯型 4 栓	<u>432 基 (1,728)</u>		携帯型 4 栓	<u>432 基 (削除)</u>	
		地 下 式 給 水 栓		<u>398 か所 (1,592)</u>	地 下 式 給 水 栓		<u>398 か所 (削除)</u>	
		給水能力ー4（その他）			給水能力ー4（その他）			
		令和 <u>5</u> 年 4 月 1 日			令和 <u>6</u> 年 4 月 1 日			
		資 機 材 名	数 量	備 考	資 機 材 名	数 量	備 考	
		応 急 給 水 槽 (バルーン式)	100	容量 1.0m³(上下水道局 84、 区役所 16)	応 急 給 水 槽 (バルーン式)	100	容量 1.0m³（上下水道局 84、区役所 16)	
		応 急 給 水 槽 (組 立 式)	25	容量 1.0m³（上下水道局)	応 急 給 水 槽 (組 立 式)	25	容量 1.0m³（上下水道局)	
		飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)	飲料水自動袋詰装置 (固 定)	1	55 袋/分 1 袋 500cc 入り (消防局 1)	
		ポ リ タ ン ク	40,000	10L/個（上下水道局)	ポ リ タ ン ク	40,000	10L/個（上下水道局)	
非常用給水袋	<u>80,000</u>	6 L/個（上下水道局)	非常用給水袋	<u>36,000</u>	6 L/個（上下水道局)			
211		【下水道施設応急対策】			【下水道施設応急対策】			文言整理
		第 1 応急対策要員の確保			第 1 応急対策要員の確保			
		<u>基本的には、「第 1 節 初動活動体制」の計画による が、人員が不足する場合は応援協定を締結している他都 市や民間業者に応援を要請するものとする。</u>			<u>1 「第 1 節 初動活動体制」の計画により速やかに職員 を参集させる。</u> <u>2 人員が不足する場合、「下水道災害時における大都市 間の連絡・連携体制に関するルール」等に基づいて他 の自治体の下水道部局の支援を要請する。また協定締 結業者等との災害時の応援要請の協定に基づいて応 援を要請する。</u>			
		第 2 (略)			第 2 (略)			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	213	第3 応急復旧用資機材の確保 応急復旧に必要な最小限の資機材を確保するものとし、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には、<u>応援協定を締結している他都市や民間業者</u>から資機材の緊急調達を行うものとする。 【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】 第1 応急対策 1 災害が発生した場合は、<u>本部</u>室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。 (1) 一般情報 ア～イ （略） ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道関係、<u>需要家</u>等への対応状況） <u>(追加)</u> <u>(2) ガス施設等被害の状況及び復旧状況</u> <u>(3) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項</u> <u>(4) 社員の被災状況</u> <u>(5) その他災害に関する情報</u> 2 災害時における広報 (1) 広報活動 <u>災害が発生した場合、又はそのおそれのある場合は、ガス事業の公共性、特殊性等を十分自覚し、人心の安定と被害の拡大防止を図るため、需要家、官</u>	第3 応急復旧用資機材の確保 応急復旧に必要な最小限の資機材を確保するものとし、災害の規模により多くの資機材を必要とする場合には <u>21 大都市等の支援を受けるとともに協定締結業者等</u>から資機材の緊急調達を行うものとする。 【ガス施設応急復旧計画（東邦ガス株式会社）】 第1 応急対策 1 災害が発生した場合は、<u>情報・管理</u>室長及び各支部長は次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握し、巡回点検、出社途上の調査情報を含め、速やかに本部に報告する。 (1) 一般情報 ア～イ （略） ウ 対外対応状況（地方自治体の災害対策本部、官公署、報道関係、<u>お客さま</u>等への対応状況） <u>(2) 地震計情報</u> <u>(3) ガス施設等被害の状況及び復旧状況</u> <u>(4) 復旧資材、応援隊、食料等に関する事項</u> <u>(5) 社員の被災状況</u> <u>(6) その他災害に関する情報</u> 2 災害時における広報 (1) 広報活動 <u>ア 災害発生時には、その直後、ガス供給停止時、復旧作業中、及び復旧完了時の各時点において、その状況に応じた広報活動を行う。</u>	東邦ガス株式会社 防災業務計画の記載に合わせた修正

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
	214	<u>庁等に対し、迅速かつ適切な広報活動を実施する。</u> 3 防災要員の確保 (1) 防災要員の確保 ア (略) イ 非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出勤する。<u>所属事業所への出社が不可能な場合には、最寄りの事業所に出社する。</u> (2) 他事業者等との協力 ア 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、<u>(追加)</u> 出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。 イ <u>自社</u>のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、<u>(追加)</u> 日本ガス協会の「<u>地震・洪水等非常事態における救援措置要綱</u>」に基づき応援を要請する。 4 災害時における復旧用資機材の確保 (1) 調達 <u>本部</u>室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。	<u>イ 災害発生後、ガスの供給を継続する地区のお客さまに対しては、必要に応じて保安確保のための広報活動を行う。</u> 3 防災要員の確保 (1) 防災要員の確保 ア (略) イ 非常体制が発令された場合は、防災要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに所属する本（支）部に出勤する。<u>(削除)</u> (2) 他事業者等との協力 ア 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、<u>災害発生後ただちに</u>出動要請できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。 イ <u>社内</u>のみでは早期復旧が困難であると考えられる場合には、被災を免れたガス事業者からの協力を得るため、<u>(一社)</u> 日本ガス協会の「<u>非常事態における応援要綱</u>」に基づき応援を要請する。 4 災害時における復旧用資機材の確保 (1) 調達 <u>情報・管理</u>室長及び各支部長は、予備品、貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																																
215		ア (略)	ア (略)	中部電力パワーグリッド(株)の組織改正に伴う修正																																																
		イ <u>本部</u> 室及び各支部相互の流用	イ <u>情報・管理</u> 室及び各支部相互の流用																																																	
		【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A）】	【電力施設応急復旧計画（中部電力株式会社／中部電力パワーグリッド株式会社／株式会社 J E R A）】																																																	
		第 1 (略)	第 1 (略)																																																	
		第 2 応急対策（電力復旧）	第 2 応急対策（電力復旧）																																																	
		1 (略)	1 (略)																																																	
		2 非常災害対策本部の設置	2 非常災害対策本部の設置																																																	
		[中部電力パワーグリッド(株) 関係 <u>事業所</u> 一覧]	[中部電力パワーグリッド(株) 関係 <u>支社</u> 一覧]																																																	
		<table><tr><th>本部名</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td><u>中営業所</u></td><td>名古屋市中区千代田二丁目 12－14</td><td>0120-929-113</td></tr><tr><td><u>北</u> "</td><td><u>" 北区御成通四丁目 8</u></td><td><u>0120-929-116</u></td></tr><tr><td><u>中村</u> "</td><td><u>" 中村区太閤通七丁目 32</u></td><td><u>0120-929-467</u></td></tr><tr><td><u>熱田</u> "</td><td><u>" 熱田区横田二丁目 3－24</u></td><td><u>0120-929-308</u></td></tr><tr><td><u>港</u> "</td><td><u>" 港区当知三丁目 2601</u></td><td><u>0120-929-309</u></td></tr><tr><td><u>緑</u> "</td><td><u>" 緑区大高町字東正地 71－1</u></td><td><u>0120-929-476</u></td></tr><tr><td><u>天白</u> "</td><td><u>" 天白区植田南三丁目 601</u></td><td><u>0120-929-479</u></td></tr></table>	本部名		所在地	電話	<u>中営業所</u>	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	0120-929-113	<u>北</u> "	<u>" 北区御成通四丁目 8</u>	<u>0120-929-116</u>	<u>中村</u> "	<u>" 中村区太閤通七丁目 32</u>	<u>0120-929-467</u>	<u>熱田</u> "	<u>" 熱田区横田二丁目 3－24</u>	<u>0120-929-308</u>	<u>港</u> "	<u>" 港区当知三丁目 2601</u>	<u>0120-929-309</u>	<u>緑</u> "	<u>" 緑区大高町字東正地 71－1</u>	<u>0120-929-476</u>	<u>天白</u> "	<u>" 天白区植田南三丁目 601</u>	<u>0120-929-479</u>	<table><tr><th>本 部</th><th>所在地</th><th>電話</th></tr><tr><td><u>名古屋支社</u></td><td>名古屋市中区千代田二丁目 12－14</td><td>0120-929-113</td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr><tr><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td><td><u>(削除)</u></td></tr></table>	本 部	所在地	電話	<u>名古屋支社</u>	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	0120-929-113	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
		本部名	所在地		電話																																															
<u>中営業所</u>	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	0120-929-113																																																		
<u>北</u> "	<u>" 北区御成通四丁目 8</u>	<u>0120-929-116</u>																																																		
<u>中村</u> "	<u>" 中村区太閤通七丁目 32</u>	<u>0120-929-467</u>																																																		
<u>熱田</u> "	<u>" 熱田区横田二丁目 3－24</u>	<u>0120-929-308</u>																																																		
<u>港</u> "	<u>" 港区当知三丁目 2601</u>	<u>0120-929-309</u>																																																		
<u>緑</u> "	<u>" 緑区大高町字東正地 71－1</u>	<u>0120-929-476</u>																																																		
<u>天白</u> "	<u>" 天白区植田南三丁目 601</u>	<u>0120-929-479</u>																																																		
本 部	所在地	電話																																																		
<u>名古屋支社</u>	名古屋市中区千代田二丁目 12－14	0120-929-113																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																		

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前			修 正 後			備 考
	216	旭名東 <u>〃</u>	尾張旭市庄南町二丁目 1-10	0120-929-265	旭名東 <u>支社</u>	尾張旭市庄南町二丁目 1-10	0120-929-265	
		<u>中電力センター</u>	<u>名古屋市中区千代田二丁目 12-14</u>	<u>269-1250</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
		<u>中村 〃</u>	<u>〃 中村区名駅南三丁目 16-6</u>	<u>589-3218</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
		<u>旭名東 〃</u>	<u>尾張旭市庄南町二丁目 1-10</u>	<u>778-1271</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	
		<u>岩倉 〃</u>	<u>岩倉市大山寺町井之株 128</u>	<u>0587-66-1177</u>	<u>一宮支社</u>	<u>一宮市浜町 6 丁目 2</u>	<u>0120-929-708</u>	
		<u>半田 〃</u>	<u>半田市東洋町 1-3-3</u>	<u>0569-21-1792</u>	<u>半田支社</u>	<u>半田市東洋町 一丁目 3-3</u>	<u>0120-929-493</u>	
38	224 225	第 25 節 事業所等の安全対策 第 1～第 2 (略) 〔有害化学物質等の安全対策の流れ〕 ※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の <u>公害対策室</u> の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。			第 25 節 事業所等の安全対策 第 1～第 2 (略) 〔有害化学物質等の安全対策の流れ〕 ※次の左欄に掲げる区本部保健センター班の <u>公害対策課</u> の職員は、同表右欄に掲げる区本部保健センター班の以下の事務を補助執行する。			所属名変更
39	230 231	第 28 節 農業対策計画 第 1～第 2 (略) 第 3 凍霜害に対する応急措置 1 (略) 2 通報 (1)～(2) (略) (3) 連絡系統 (勤務時間外、休日等を除く。)			第 28 節 農業対策計画 第 1～第 2 (略) 第 3 凍霜害に対する応急措置 1 (略) 2 通報 (1)～(2) (略) (3) 連絡系統 (勤務時間外、休日等を除く。)			所属名変更

風水害等災害対策計画編

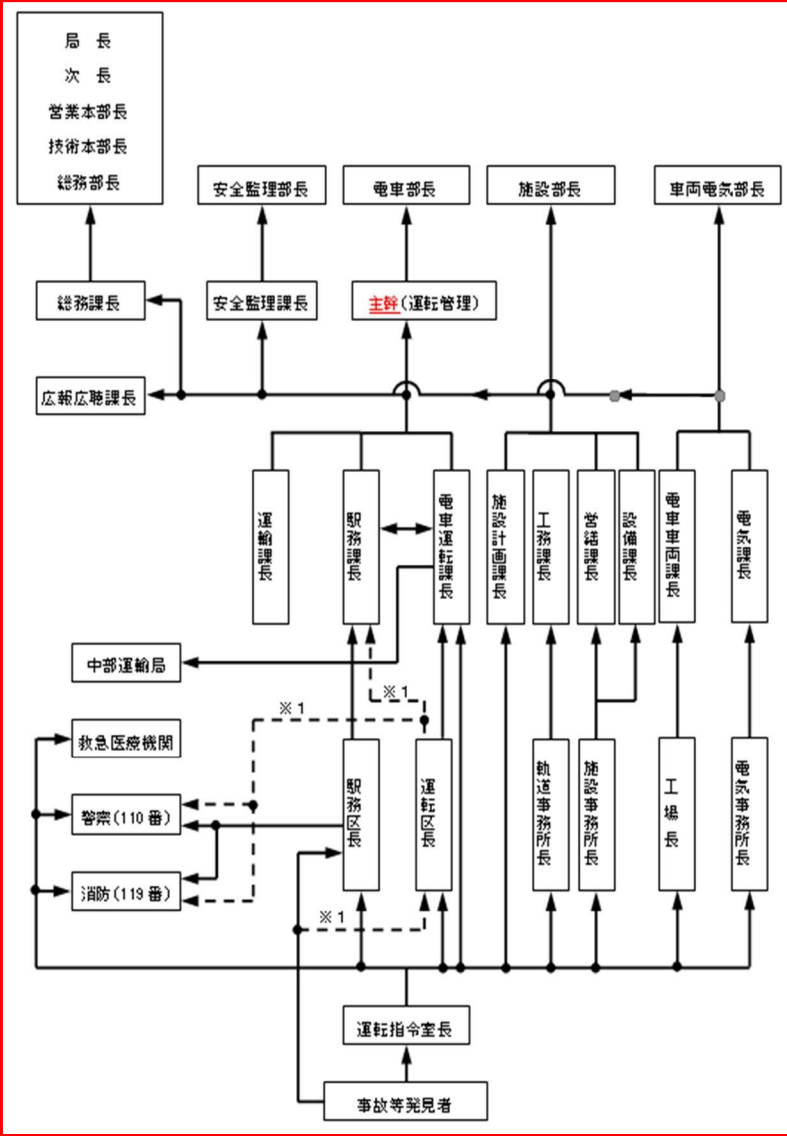
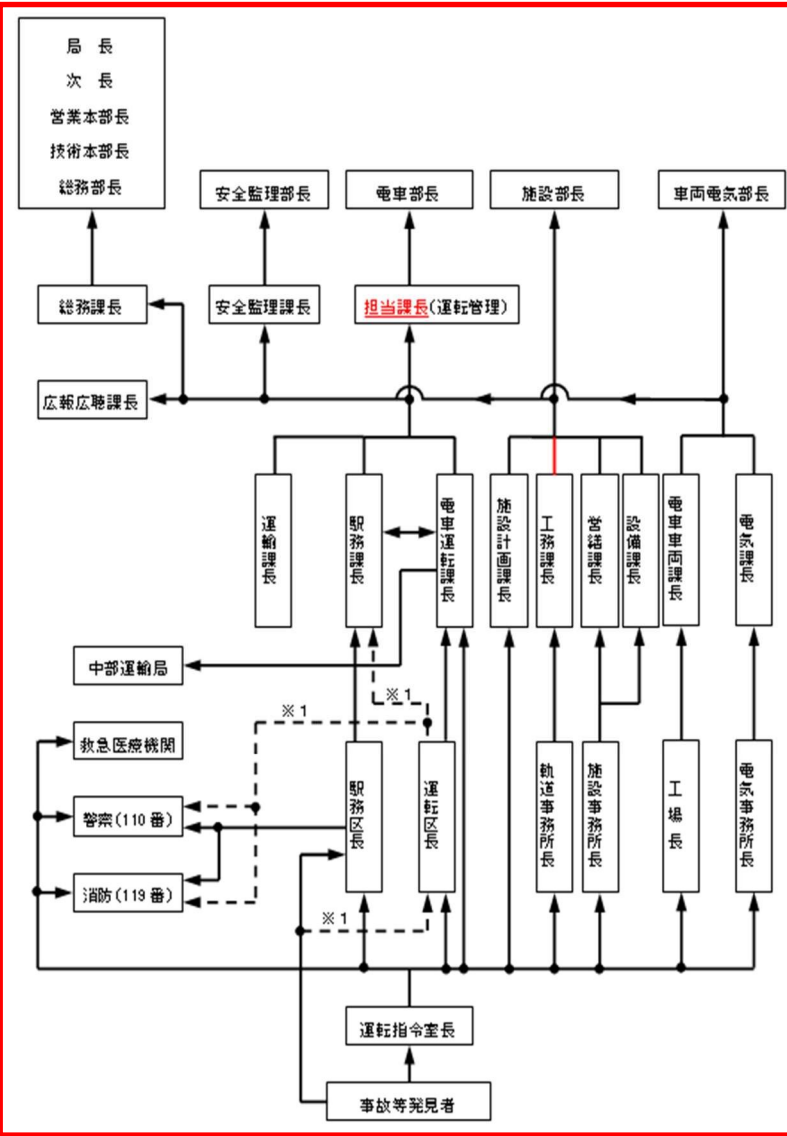
連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		防災危機管理局 <u>危機対策室</u>	防災危機管理局 <u>危機対策課</u>	
40	237	第31節 航空機事故災害対策計画 第1 情報の伝達系統 1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合 (表中) 大阪航空局 <u>中部</u> 空港事務所	第31節 航空機事故災害対策計画 第1 情報の伝達系統 1 名古屋飛行場及び航空自衛隊小牧基地内で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合 (表中) 大阪航空局 <u>関西</u> 空港事務所	通報先変更に伴う修正
	238	2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした9キロメートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合 (表中) 大阪航空局 <u>中部</u> 空港事務所	2 飛行場外周辺区域(飛行場を中心とした9キロメートル圏内)の名古屋市域で災害が発生した場合 (表中) 大阪航空局 <u>関西</u> 空港事務所	
	239	3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合 (表中) 大阪航空局 <u>中部</u> 空港事務所	3 その他の名古屋市域で災害が発生した場合 (1) 民間航空機の場合 (表中) 大阪航空局 <u>関西</u> 空港事務所	
		(2) 自衛隊機の場合 (表中) 大阪航空局 <u>中部</u> 空港事務所	(2) 自衛隊機の場合 (表中) 大阪航空局 <u>関西</u> 空港事務所	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
41	242	第 33 節 鉄道災害対策計画	第 33 節 鉄道災害対策計画	名古屋市交通局の 組織改正に伴う修 正
		第 1～第 3 (略)	第 1～第 3 (略)	
	243	第 4 各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】	第 4 各鉄道事業者の災害応急対策 【市営交通】	
	244	別紙 1 ◎市営交通の事故対策本部の構成	別紙 1 ◎市営交通の事故対策本部の構成	

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
		本部長 交通局長 副本部長 次長 副本部長 営業本部長 副本部長 総務部長 安全監理部長 総務班(班長:総務課長) 総務課、広報広聴課、 情報システム課、人事課、 労務課、安全監理課、人材育成課 副本部長 企画財務部長、参事(経営改善) 企画財務班 (班長:経営企画課長) 経営企画課、(追加)、財務課、会計課、技術管理課 副本部長 営業統括部長 営業統括班 (班長:乗客誘致推進課長) 乗客誘致推進課、営業課、 資産活用課 副本部長 電車部長 電車班(班長:運輸課長) 運輸課、駅務課、 電車運転課、運転指令室、 各駅務区、各運転区 副本部長 自動車部長 自動車班(班長:管理課長) 管理課、路線計画課、 自動車施設課、自動車運転課、 自動車車両課、各営業所 副本部長 施設部長、参事(リニア関連工事等調整) 施設計画班(班長:施設計画課長) 施設計画課 工務班(班長:工務課長) 工務課、軌道事務所 営繕班(班長:営繕課長) 営繕課、設備課、施設事務所 副本部長 車両電気部長 電車車両班(班長:電車車両課長) 電車車両課、藤が丘工場、 名港工場、日進工場 電気班(班長:電気課長) 電気課、電気事務所 副本部長 技術本部長 本部長⁴⁾ 交通局長⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 次長⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 営業本部長⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 総務部長⁴⁾ 安全監理部長⁴⁾ 総務班(班長:総務課長)⁴⁾ 総務課、広報広聴課、 (削除)、人事課、労務課、安全 監理課、⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 企画財務部長、担当部長(経営改善)⁴⁾ 企画財務班⁴⁾ (班長:経営企画課長)⁴⁾ 経営企画課、デジタル推進課 財務課、会計課、技術管理課⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 営業統括部長⁴⁾ 営業統括班⁴⁾ (班長:乗客誘致推進課長)⁴⁾ 乗客誘致推進課、営業課、 資産活用課⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 電車部長⁴⁾ 電車班(班長:運輸課長)⁴⁾ 運輸課、駅務課、 電車運転課、運転指令室、 各駅務区、各運転区⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 自動車部長⁴⁾ 自動車班(班長:管理課長)⁴⁾ 管理課、路線計画課、 自動車施設課、自動車運転課、 自動車車両課、各営業所⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 施設部長、担当部長(リニア関連工事等調整)⁴⁾ 施設計画班(班長:施設計画課長)⁴⁾ 施設計画課⁴⁾ 工務班(班長:工務課長)⁴⁾ 工務課、軌道事務所⁴⁾ 営繕班(班長:営繕課長)⁴⁾ 営繕課、設備課、施設事務所⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 車両電気部長⁴⁾ 電車車両班(班長:電車車両課長)⁴⁾ 電車車両課、藤が丘工場、 名港工場、日進工場⁴⁾ 電気班(班長:電気課長)⁴⁾ 電気課、電気事務所⁴⁾ 副本部長⁴⁾ 技術本部長⁴⁾		

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
245	別紙 2 ◎市営交通の事故情報の伝達経路			

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考
247 248	【名古屋鉄道(株)】 (別紙 1)	名古屋鉄道(株)の 運 転 事 故 通 報 系 統 (注) この表のとおり通報することが困難な場合は、順序をかえてもよいから、すみやかに洩れなく通報すること。	名古屋鉄道(株)の 運 転 事 故 通 報 系 統 (注) この表のとおり通報することが困難な場合は、順序をかえてもよいから、すみやかに洩れなく通報すること。	名古屋鉄道(株)の組織改正に伴う修正

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修正前	修正後	備考
	249	(別紙2) 名古屋鉄道㈱ 運転事故対策本部組織 対策・復旧本部 本部長 (鉄道事業本部長) 副本部長 (鉄道事業本部副本部長) 事務担当 (安全統括部長 運転保安部長) 輸送担当 (運転保安部長 営業部長) 救援担当 (計画部長 支配人) 建物復旧担当 (支配人) 土木復旧担当 (土木部長) 車両復旧担当 (車両部長) 電気復旧担当 (電気部長) 庶務担当 (計画部長) 総務係 (安全統括部安全統括課長 運転保安部運転課長 運転保安部運転指導課長 営業部業務課長) 報道係 (広報部広報担当課長) 案内係 (支配人室営業総務課長) 運行係 (運転指令長) 旅客係 (営業部業務課長 支配人室運転課長 支配人室営業総務課長) 庶務係 (計画部管理課長 支配人室営業総務課長) 救護病院係 (計画部管理課長 運転保安部運転管理課長) 安置係 (計画部管理課長 応援の幹事部長) 慰謝連絡係 (計画部管理課長 応援の乗務区長) 建設作業係 (支配人室営業総務課長 建設課長 工事事務所長) 土木作業係 (土木課長 土木管理区長) 車両作業係 (車両課長 検査場長) 電気作業係 (電気課長 電気指令長 電気管理区長) 庶務作業係 (計画部管理課長) 対官庁関係との連絡届出 役員への報告及び本社関係外部との連絡 対策本部の要請処理 対内外関係者との対応 事故概況の把握及びプリント 各担当からの報告集約 各担当の調整、給食の手配 報道発表及び被害者等の対応 一般旅客との対応及び被害者、家族等の案内 被害者等の掲示、病院・寺院等の対応 代用閉そく方式または伝令法の実施 運転整理の実施 救援列車の運転手配 事故車両の輸送手配 二重事故の防止 復旧状況の把握 (各復旧担当との連絡) 振替輸送の手配、運用及び指示 代行輸送の手配、運用及び指示 旅客の案内誘導及び整理 応援従業員の掌握並びに要員手配及び配置 各班・係・事務・場所の設定、設置 葬儀参列者の手配 被害者及び家族並びに応援者の給食、宿舍手配 被害者の救出作業 現場からの被害者収容 被害者の帰宅護送の手配及び付添 入院者に対する付添手配 見舞、訪問者の案内 被害者の名簿作成、整理 被害者の負傷調査 医師の連絡及び現場派遣医手配 被害者(死者)の安置付添 被害者(死者)の棺手配 被害者(死者)の護送手配 被害者(死者)の寺院及び飾付 被害者(死者)の葬儀日時、場所の掌握 被害者(死者)の葬儀関係手配 被害者の遺留品保管、返却 被害者の家族、勤務先への連絡 被害者の見舞、慰謝、慰問 被害者の見舞品、お供品手配 被害者の香奠手配 協力者への謝礼手配 示談関係一切の手配 被害者の救出作業 建設関係施設の復旧作業 被害者の救出作業 土木関係施設の復旧作業 被害者の救出作業 車両関係施設の復旧作業 被害者の救出作業 電気関係施設の復旧作業 要員の掌握、手配、配置 給食手配 対策本部との連絡 (復旧本部と各係員間の連絡) 本部の施設 (テント張、机、電灯、電話)	(別紙2) 名古屋鉄道㈱ 運転事故対策本部組織 対策・復旧本部 本部長 (鉄道事業本部長) 副本部長 (鉄道事業本部副本部長) 事務担当 (安全統括部長 運転保安部長) 輸送担当 (運転保安部長 旅客営業部長) 救援担当 (管理部長 駅運営部長) 建物復旧担当 (駅運営部長) 土木復旧担当 (土木部長) 車両復旧担当 (車両部長) 電気復旧担当 (電気部長) 庶務担当 (管理部長) 総務係 (安全統括部安全統括課長 運転保安部運転計画課長 運転保安部運転指導課長 旅客営業部業務課長) 報道係 (広報部広報担当課長) 案内係 (駅運営部業務課長) 運行係 (運転指令長) 旅客係 (旅客営業部業務課長 旅客営業部旅客サービス課長 駅運営部駅運転課長 駅運営部業務課長) 庶務係 (管理部管理課長 駅運営部総務課長) 救護病院係 (管理部管理課長 運転保安部運転管理課長) 安置係 (管理部管理課長 応援の幹事部長) 慰謝連絡係 (管理部管理課長 応援の乗務区長) 建設作業係 (駅運営部駅総務課長 建設課長 工事事務所長) 土木作業係 (土木課長 土木管理区長) 車両作業係 (車両課長 検査場長) 電気作業係 (電気課長 電気指令長 電気管理区長) 庶務作業係 (管理部管理課長) 対官庁関係との連絡届出 役員への報告及び本社関係外部との連絡 対策本部の要請処理 対内外関係者との対応 事故概況の把握及びプリント 各担当からの報告集約 各担当の調整、給食の手配 報道発表及び被害者等の対応 一般旅客との対応及び被害者、家族等の案内 被害者等の掲示、病院・寺院等の対応 代用閉そく方式または伝令法の実施 運転整理の実施 救援列車の運転手配 事故車両の輸送手配 二重事故の防止 復旧状況の把握 (各復旧担当との連絡) 振替輸送の手配、運用及び指示 代行輸送の手配、運用及び指示 旅客の案内誘導及び整理 応援従業員の掌握並びに要員手配及び配置 各班・係・事務・場所の設定、設置 葬儀参列者の手配 被害者及び家族並びに応援者の給食、宿舍手配 被害者の救出作業 現場からの被害者収容 被害者の帰宅護送の手配及び付添 入院者に対する付添手配 見舞、訪問者の案内 被害者の名簿作成、整理 被害者の負傷調査 医師の連絡及び現場派遣医手配 被害者(死者)の安置付添 被害者(死者)の棺手配 被害者(死者)の護送手配 被害者(死者)の寺院及び飾付 被害者(死者)の葬儀日時、場所の掌握 被害者(死者)の葬儀関係手配 被害者の遺留品保管、返却 被害者の家族、勤務先への連絡 被害者の見舞、慰謝、慰問 被害者の見舞品、お供品手配 被害者の香奠手配 協力者への謝礼手配 示談関係一切の手配 被害者の救出作業 建設関係施設の復旧作業 被害者の救出作業 土木関係施設の復旧作業 被害者の救出作業 車両関係施設の復旧作業 被害者の救出作業 電気関係施設の復旧作業 要員の掌握、手配、配置 給食手配 対策本部との連絡 (復旧本部と各係員間の連絡) 本部の施設 (テント張、机、電灯、電話)	

風水害等災害対策計画編

[illegible]

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考														
	266	第9 災害復旧資金の融資 1 (略) 2 中小企業関係の融資 災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、<u>小規模企業等振興基金（災害復旧資金）</u>の融資を行う。<u>激甚災害の場合においては名古屋市信用保証協会が別枠の信用保証を付与する。大規模な災害等に際し、国が信用収縮を指定した場合、名古屋市は、経営安定資金（大規模危機対策資金）の融資を行うとともに、名古屋市信用保証協会は、従来の保証限度額とは別枠の信用保証を付与する。</u> また、災害の状況によっては、名古屋市の<u>制度融資</u>とは別に日本政策金融公庫は、<u>特別融資</u>を行う <table><tr><th>資金名</th><th>資金の種類</th><th>貸付金額</th><th>資金用途</th><th>融資期間</th><th>利率（※）</th><th>備考</th></tr><tr><td><u>小規模企業等振興資金</u> <u>災害復旧資金</u></td><td><u>災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金</u></td><td><u>5,000万円以内</u></td><td><u>設備</u> <u>運転</u></td><td><u>7年以内</u> <u>5年以内</u></td><td><u>年1.2%</u> <u>年1.2%</u></td><td><u>信用保証付</u></td></tr></table> <u>注 申込みのできる方は、災害救助法が適用された地</u>	資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率（※）	備考	<u>小規模企業等振興資金</u> <u>災害復旧資金</u>	<u>災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金</u>	<u>5,000万円以内</u>	<u>設備</u> <u>運転</u>	<u>7年以内</u> <u>5年以内</u>	<u>年1.2%</u> <u>年1.2%</u>	<u>信用保証付</u>	第9 災害復旧資金の融資 1 (略) 2 中小企業関係の融資 災害により被害を受けた中小企業の復旧に資するため、名古屋市は、<u>「経営安定資金 災害復旧資金」</u>の融資を行う。<u>災害が中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）によりセーフティネット保証4号に指定された場合や、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）により災害関係保証が適用されたときは、名古屋市信用保証協会は、それぞれ通常</u>の保証限度額とは別枠の信用保証を付与する。 また、災害の状況によっては、名古屋市の<u>融資制度</u>とは別に日本政策金融公庫は、<u>利率を引き下げる特別貸付等</u>を行う。 <u>（削除）</u>	災害復旧向け融資制度の見直しに伴う修正
資金名	資金の種類	貸付金額	資金用途	融資期間	利率（※）	備考												
<u>小規模企業等振興資金</u> <u>災害復旧資金</u>	<u>災害復旧に必要な事業上の設備資金・運転資金</u>	<u>5,000万円以内</u>	<u>設備</u> <u>運転</u>	<u>7年以内</u> <u>5年以内</u>	<u>年1.2%</u> <u>年1.2%</u>	<u>信用保証付</u>												

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																														
		域内の被災中小企業者及び県内 7 市町村 (名古屋市においては区) 以上に災害救助法が適用された災害による被災中小企業者。 (※) 令和 5 年 4 月 1 日 (追加)	<table><tr><th>資金名</th><th>資金の種類 (融資対象者)</th><th>貸付金額</th><th>資金使途</th><th>融資期間</th><th>利率</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="2">経営安定資金 災害復旧資金</td><td>市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと</td><td>2 億 8,000 万円</td><td rowspan="2">設備・運転</td><td>1 年以内</td><td>年 0.8%</td><td rowspan="2">信用保証付</td></tr><tr><td>(大規模災害向け) 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ① 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 (セーフティネット保証) 第 4 号の認定を受けていること ② 激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があ</td><td>2 億 8,000 万円</td><td>3 年以内</td><td>年 1.0%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5 年以内</td><td>年 1.1%</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7 年以内</td><td>年 1.2%</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10 年以内</td><td>年 1.3%</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td>10 年以内</td><td>年 1.4%</td><td></td></tr></table>	資金名	資金の種類 (融資対象者)	貸付金額	資金使途	融資期間	利率	備考	経営安定資金 災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2 億 8,000 万円	設備・運転	1 年以内	年 0.8%	信用保証付	(大規模災害向け) 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ① 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 (セーフティネット保証) 第 4 号の認定を受けていること ② 激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があ	2 億 8,000 万円	3 年以内	年 1.0%					5 年以内	年 1.1%						7 年以内	年 1.2%						10 年以内	年 1.3%						10 年以内	年 1.4%		
資金名	資金の種類 (融資対象者)	貸付金額	資金使途	融資期間	利率	備考																																												
経営安定資金 災害復旧資金	市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受けたこと	2 億 8,000 万円	設備・運転	1 年以内	年 0.8%	信用保証付																																												
	(大規模災害向け) 市内で事業を営む会社・個人・医療法人・協同組合等で、自然災害等により被害を受け、次の①または②のいずれかに該当すること ① 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 (セーフティネット保証) 第 4 号の認定を受けていること ② 激甚災害について災害救助法が適用された地域等に事業所があ	2 億 8,000 万円		3 年以内	年 1.0%																																													
				5 年以内	年 1.1%																																													
				7 年以内	年 1.2%																																													
				10 年以内	年 1.3%																																													
				10 年以内	年 1.4%																																													

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考																																														
		<table><tr><th>資金名</th><th>資金の種類</th><th>貸 付 金額</th><th>資 金 使 途</th><th>融 資 期 間</th><th>利 率 (※)</th><th>備考</th></tr><tr><td rowspan="6">経営安定 資 金 大規模 危機対 策資金</td><td rowspan="6">経営安定又 は災害復旧 等に必要な 事業上の設 備 資 金 ・ 運転資金</td><td rowspan="6">8,000 万円以 内</td><td rowspan="6">設備 ・ 運転</td><td>3年</td><td>年</td><td rowspan="6">信用 保証 付</td></tr><tr><td>以内</td><td>1.1%</td></tr><tr><td>5年</td><td>年</td></tr><tr><td>以内</td><td>1.2%</td></tr><tr><td>7年</td><td>年</td></tr><tr><td>以内</td><td>1.3%</td></tr><tr><td>10年</td><td>年</td></tr><tr><td>以内</td><td>1.4%</td></tr></table>	資金名	資金の種類	貸 付 金額	資 金 使 途	融 資 期 間	利 率 (※)	備考	経営安定 資 金 大規模 危機対 策資金	経営安定又 は災害復旧 等に必要な 事業上の設 備 資 金 ・ 運転資金	8,000 万円以 内	設備 ・ 運転	3年	年	信用 保証 付	以内	1.1%	5年	年	以内	1.2%	7年	年	以内	1.3%	10年	年	以内	1.4%	<table><tr><td></td><td>り、直接被害を 受けたこと</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="6">令和6年4月1日現在</td></tr><tr><td colspan="6">(削除)</td></tr></table>		り、直接被害を 受けたこと					令和6年4月1日現在						(削除)						
資金名	資金の種類	貸 付 金額	資 金 使 途	融 資 期 間	利 率 (※)	備考																																												
経営安定 資 金 大規模 危機対 策資金	経営安定又 は災害復旧 等に必要な 事業上の設 備 資 金 ・ 運転資金	8,000 万円以 内	設備 ・ 運転	3年	年	信用 保証 付																																												
				以内	1.1%																																													
				5年	年																																													
				以内	1.2%																																													
				7年	年																																													
				以内	1.3%																																													
10年	年																																																	
以内	1.4%																																																	
	り、直接被害を 受けたこと																																																	
令和6年4月1日現在																																																		
(削除)																																																		
267		3 農林漁業関係の融資 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者 <u>(追加)</u> に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律 57 号）により融資する。 主な融資金は次のとおりである。 (表中) <table><tr><td>農林漁業用施設 <u>(追加)</u> の復旧</td></tr></table>	農林漁業用施設 <u>(追加)</u> の復旧	3 農林漁業関係の融資 災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の回復と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者 <u>等</u> に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和 30 年法律第 136 号）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律 57 号）により融資する。 主な融資金は次のとおりである。 (表中) <table><tr><td>農林漁業用施設 <u>等</u> の復旧</td></tr></table>	農林漁業用施設 <u>等</u> の復旧	文言整理																																												
農林漁業用施設 <u>(追加)</u> の復旧																																																		
農林漁業用施設 <u>等</u> の復旧																																																		
45	272	第 2 節 災害復旧 第 1 (略)	第 2 節 災害復旧 第 1 (略)																																															

連番	頁	修正前	修正後	備考
273		第2 災害復旧に伴う財政援助の確保 (略) (表中) 農地等災害復旧事業 (略) 天災による被害農林漁業者等に対する資金融通	第2 災害復旧に伴う財政援助の確保 (略) (表中) 農地・農業用施設等災害復旧事業 (略) 天災融資制度	文言整理
274		[激甚災害の指定手続] (図中)	[激甚災害の指定手続] (図中)	所属名変更

風水害等災害対策計画編

連番	頁	修 正 前	修 正 後	備 考